

令和 7 年 12 月 3 日 招集

令 和 7 年

第4回美唄市議会定例会議案

令和 7 年 10 月 29 日 受理

例 月 現 金 出 納 檢 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 7 年 12 月 3 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

例 月 現 金 出 納 檢 査 結 果 報 告

1 検査の範囲

令和7年 7月分、8月分、9月分

一般会計及び特別会計、公営企業会計の現金出納事務

2 検査の期日

	一般会計及び特別会計	公営企業会計
7月分	令和7年8月12日	令和7年8月22日
8月分	令和7年9月10日	令和7年9月22日
9月分	令和7年10月10日	令和7年10月22日

3 検査の結果

会計管理者等より提出された現金出納検査資料の計数について、金融機関発行の現金出納関係帳簿及び預金残高証明書類と照合した結果、令和7年7月、8月、9月末日現在における一般会計及び特別会計、公営企業会計の現金出納事務は、正確であると認められた。

一般会計及び特別会計 現金収支残高表

令和7年 7月

(単位:円)

会計等	前月末残高	本月収入	本月支出	本月末残高	本月末残高内訳
一般	△ 63,726,381	573,131,655	1,305,254,633	△ 795,849,359	預金 2,882,319,886 つり銭資金 1,601,000 合計 2,883,920,886
市民バス	12,659,107	800,500	5,357,207	8,102,400	
国民健康保険	138,578,853	171,849,593	143,010,050	167,418,396	
介護保険	269,940,129	312,267,810	248,390,138	333,817,801	
介護サービス事業	△ 11,519,055	13,287,380	17,396,860	△ 15,628,535	
後期高齢者医療	170,284,199	45,558,300	134,843,688	80,998,811	
歳入歳出外現金	161,517,337	241,215,424	172,671,389	230,061,372	
基金繰替運用金	2,875,000,000	0	0	2,875,000,000	
一時借入金	0	0	0	0	
合計	3,552,734,189	1,358,110,662	2,026,923,965	2,883,920,886	

基金	前月末残高	本月収入	本月支出	本月末残高	本月末残高内訳
財政調整	1,235,473,478	0	0	1,235,473,478	繰替運用金 2,875,000,000 預金 882,371,552 合計 3,757,371,552
減債	26,775,496	0	0	26,775,496	
過疎地域持続的 発展特別事業	181,706,608	0	0	181,706,608	
D X 推進	2,000,000	0	0	2,000,000	
国民健康保険 支払準備	331,357,521	0	0	331,357,521	
福祉	306,310,855	0	0	306,310,855	
介護給付費 支払準備	258,932,519	0	0	258,932,519	
受動喫煙防止 健康づくり	8,208,342	0	0	8,208,342	
農業振興	197,771,795	0	0	197,771,795	
交流拠点 施設整備	75,284,638	0	0	75,284,638	
森林環境整備	6,803,396	0	0	6,803,396	
コロナ利子補給	68,037	0	0	68,037	
商工業振興	100,051,519	0	0	100,051,519	
地域医療推進	402,319,022	0	0	402,319,022	
青少年育成	343,388,947	0	0	343,388,947	
文化・スポーツ	81,600,897	0	0	81,600,897	
アルテピアツツア	99,166,627	0	0	99,166,627	
学校教育 施設整備	100,151,855	0	0	100,151,855	
合計	3,757,371,552	0	0	3,757,371,552	
繰替運用金 を除く残高	882,371,552			882,371,552	

※コロナ利子補給：新型コロナウイルス感染症対策利子補給、アルテピアツツア：安田侃彫刻美術館アルテピアツツア美唄整備

一般会計及び特別会計 現金収支残高表

令和7年 8月

(単位:円)

会計等	前月末残高	本月収入	本月支出	本月末残高	本月末残高内訳
一般	△ 795,849,359	684,431,978	793,698,597	△ 905,115,978	預金 2,671,768,640 つり銭資金 1,601,000 合計 2,673,369,640
市民バス	8,102,400	794,265	4,126,917	4,769,748	
国民健康保険	167,418,396	194,989,389	231,438,877	130,968,908	
介護保険	333,817,801	295,338,748	243,107,863	386,048,686	
介護サービス事業	△ 15,628,535	11,126,986	15,785,715	△ 20,287,264	
後期高齢者医療	80,998,811	16,187,400	14,540,421	82,645,790	
歳入歳出外現金	230,061,372	128,888,174	239,609,796	119,339,750	
基金繰替運用金	2,875,000,000	0	0	2,875,000,000	
一時借入金	0	0	0	0	
合計	2,883,920,886	1,331,756,940	1,542,308,186	2,673,369,640	

基金	前月末残高	本月収入	本月支出	本月末残高	本月末残高内訳
財政調整	1,235,473,478	0	0	1,235,473,478	繰替運用金 2,875,000,000 預金 883,223,531 合計 3,758,223,531
減債	26,775,496	0	0	26,775,496	
過疎地域持続的 発展特別事業	181,706,608	2,319	0	181,708,927	
D X 推進	2,000,000	1,534	0	2,001,534	
国民健康保険 支払準備	331,357,521	326,818	0	331,684,339	
福祉	306,310,855	6,637	0	306,317,492	
介護給付費 支払準備	258,932,519	39,879	0	258,972,398	
受動喫煙防止 健康づくり	8,208,342	8,272	0	8,216,614	
農業振興	197,771,795	152,002	0	197,923,797	
交流拠点 施設整備	75,284,638	73,717	0	75,358,355	
森林環境整備	6,803,396	5,507	0	6,808,903	
コロナ利子補給	68,037	151	0	68,188	
商工業振興	100,051,519	22,516	0	100,074,035	
地域医療推進	402,319,022	4,150	0	402,323,172	
青少年育成	343,388,947	4,476	0	343,393,423	
文化・スポーツ	81,600,897	80,801	0	81,681,698	
アルテピアツツア	99,166,627	95,986	0	99,262,613	
学校教育 施設整備	100,151,855	27,214	0	100,179,069	
合計	3,757,371,552	851,979	0	3,758,223,531	
繰替運用金 を除く残高	882,371,552			883,223,531	

※コロナ利子補給：新型コロナウイルス感染症対策利子補給、アルテピアツツア：安田侃彫刻美術館アルテピアツツア美唄整備

一般会計及び特別会計 現金収支残高表

令和7年 9月

(単位:円)

会計等	前月末残高	本月収入	本月支出	本月末残高	本月末残高内訳
一般	△ 905,115,978	2,023,045,762	1,855,525,990	△ 737,596,206	預金 2,792,656,944 つり銭資金 1,601,000 合計 2,794,257,944
市民バス	4,769,748	798,010	5,378,170	189,588	
国民健康保険	130,968,908	184,990,046	232,011,006	83,947,948	
介護保険	386,048,686	200,460,886	250,939,619	335,569,953	
介護サービス事業	△ 20,287,264	15,261,777	33,321,640	△ 38,347,127	
後期高齢者医療	82,645,790	45,185,900	49,370,195	78,461,495	
歳入歳出外現金	119,339,750	211,776,485	134,083,942	197,032,293	
基金繰替運用金	2,875,000,000	0	0	2,875,000,000	
一時借入金	0	0	0	0	
合計	2,673,369,640	2,681,518,866	2,560,630,562	2,794,257,944	

基金	前月末残高	本月収入	本月支出	本月末残高	本月末残高内訳
財政調整	1,235,473,478	201,042,943	0	1,436,516,421	繰替運用金 2,875,000,000 預金 1,084,294,203 合計 3,959,294,203
減債	26,775,496	27,729	0	26,803,225	
過疎地域持続的 発展特別事業	181,708,927	0	0	181,708,927	
D X 推進	2,001,534	0	0	2,001,534	
国民健康保険 支払準備	331,684,339	0	0	331,684,339	
福祉	306,317,492	0	0	306,317,492	
介護給付費 支払準備	258,972,398	0	0	258,972,398	
受動喫煙防止 健康づくり	8,216,614	0	0	8,216,614	
農業振興	197,923,797	0	0	197,923,797	
交流拠点 施設整備	75,358,355	0	0	75,358,355	
森林環境整備	6,808,903	0	0	6,808,903	
コロナ利子補給	68,188	0	0	68,188	
商工業振興	100,074,035	0	0	100,074,035	
地域医療推進	402,323,172	0	0	402,323,172	
青少年育成	343,393,423	0	0	343,393,423	
文化・スポーツ	81,681,698	0	0	81,681,698	
アルテピアツツア	99,262,613	0	0	99,262,613	
学校教育 施設整備	100,179,069	0	0	100,179,069	
合計	3,758,223,531	201,070,672	0	3,959,294,203	
繰替運用金 を除く残高	883,223,531			1,084,294,203	

※コロナ利子補給：新型コロナウイルス感染症対策利子補給、アルテピアツツア：安田侃彫刻美術館アルテピアツツア美唄整備

病院事業会計試算表

令和7年 7月

(単位:円)

借 方			勘定科目	貸 方		
残高	合計			合計	残高	
	累計	当月		当月		
			(収益勘定)			
	818,824	294,505	医業収益	82,163,008	598,354,740	
			医業外収益	235,912	291,482,430	
			特別利益		823,731	
			(費用勘定)			
480,688,689	480,725,209	116,193,714	医業費用		36,520	
335,830	335,830	54,437	医業外費用			
2,143,436	2,143,436	14,370	特別損失			
			(資産勘定)			
5,876,195,223	5,876,195,223	210,000	有形固定資産		642,372,749	
521,940	521,940		無形固定資産			
478,005,315	478,005,315	61,000	投資資産			
1,060,448,639	2,515,542,748	179,392,248	現金預金	230,454,415	1,455,094,109	
149,388,723	494,955,296	76,902,437	未収金	75,040,630	345,566,573	
			貸倒引当金		190,000	
2,469,667	23,142,125	5,308,548	貯蔵品	5,326,865	20,672,458	
			前払費用			
10,000	490,160	253,070	前払金	253,070	480,160	
549,810	549,810		つり銭資金			
2,423,854	2,423,854	530,853	その他流動資産			
			(負債勘定)			
			企業債 (固定負債)		4,111,810,684	
			引当金 (固定負債)		677,856,000	
			一時借入金			
			企業債 (流動負債)		159,005,961	
610,486,531	113,974,691	未払金	116,788,617	656,098,774	45,612,243	
68,317,410		引当金 (流動負債)		81,789,556	13,472,146	
73,504,334	26,892,584	その他流動負債	9,819,940	73,747,430	243,096	
		長期前受金		1,115,623,114	1,115,623,114	
68,031,616	68,031,616	収益化累計額				
			(資本勘定)			
			資本金	3,008,917,255	3,008,917,255	
			資本剰余金		5,820,440	
2,549,553,023	2,549,553,023	欠損金			5,820,440	
10,670,765,765	13,245,742,684	合計	520,082,457	13,245,742,684	10,670,765,765	

病院事業会計試算表

令和7年8月

(単位:円)

借 方			勘定科目	貸 方		
残高	合計			合計	残高	
	累計	当月		当月		
			(収益勘定)			
	1,106,455	287,631	医業収益	81,447,969	679,802,709	
			医業外収益	244,031	291,726,461	
			特別利益		823,731	
			(費用勘定)			
586,916,766	586,971,986	106,246,777	医業費用	18,700	55,220	
795,574	795,574	459,744	医業外費用			
2,144,576	2,144,576	1,140	特別損失			
			(資産勘定)			
5,899,089,348	5,899,089,348	22,894,125	有形固定資産		642,372,749	
521,940	521,940		無形固定資産			
478,066,315	478,066,315	61,000	投資資産			
954,389,438	2,694,775,919	179,233,171	現金預金	285,292,372	1,740,386,481	
153,180,317	570,979,117	76,023,821	未収金	72,232,227	417,798,800	
			貸倒引当金		190,000	
3,062,286	29,793,470	6,651,345	貯蔵品	6,058,726	26,731,184	
			前払費用			
80,310,000	80,837,780	80,347,620	前払金	47,620	527,780	
549,810	549,810		つり銭資金			
3,250,487	3,250,487	826,633	その他流動資産			
			(負債勘定)			
			企業債 (固定負債)		4,111,810,684	
			引当金 (固定負債)		677,856,000	
			一時借入金			
75,870,279	75,870,279		企業債 (流動負債)		159,005,961	
714,717,322	104,230,791	未払金	206,913,557	863,012,331	148,295,009	
68,317,410		引当金 (流動負債)		81,789,556	13,472,146	
82,861,110	9,356,776	その他流動負債	10,235,651	83,983,081	1,121,971	
		長期前受金		1,115,623,114	1,115,623,114	
68,031,616	68,031,616	収益化累計額				
			(資本勘定)			
			資本金	3,008,917,255	3,008,917,255	
			資本剰余金		5,820,440	
2,549,553,023	2,549,553,023	欠損金			5,820,440	
10,779,861,496	13,908,233,537	合計	662,490,853	13,908,233,537	10,779,861,496	

病院事業会計試算表

令和7年9月

(単位:円)

借 方			勘定科目	貸 方		
残高	合 計			合 計	残高	
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)			
	1,271,506	165,051	医 業 収 益	79,464,961	759,267,670	
			医 業 外 収 益	1,277,985	293,004,446	
			特 別 利 益		823,731	
			(費 用 勘 定)			
708,368,637	708,429,857	121,457,871	医 業 費 用	6,000	61,220	
852,432	852,432	56,858	医 業 外 費 用			
2,144,576	2,144,576		特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
5,903,516,266	5,903,516,266	4,426,918	有 形 固 定 資 産		642,372,749	
521,940	521,940		無 形 固 定 資 産			
478,127,315	478,127,315	61,000	投 資			
823,075,460	2,879,126,348	184,350,429	現 金 預 金	315,664,407	2,056,050,888	
148,797,920	643,365,238	72,386,121	未 収 金	76,768,518	494,567,318	
			貸 倒 引 当 金		190,000	
3,354,147	35,828,820	6,035,350	貯 藏 品	5,743,489	32,474,673	
			前 払 費 用			
80,340,000	80,882,780	45,000	前 払 金	15,000	542,780	
549,810	549,810		つ り 錢 資 金			
4,209,019	4,209,019	958,532	そ の 他 流 動 資 産			
			(負 債 勘 定)			
			企 業 債 (固 定 負 債)		4,111,810,684	
			引 当 金 (固 定 負 債)		677,856,000	
			一 時 借 入 金			
	79,490,279	3,620,000	企 業 債 (流 動 負 債)		159,005,961	
	929,992,309	215,274,987	未 払 金	130,868,040	993,880,371	
	68,317,410		引 当 金 (流 動 負 債)		81,789,556	
	93,639,788	10,778,678	そ の 他 流 動 負 債	9,808,395	93,791,476	
			長 期 前 受 金		1,115,623,114	
68,031,616	68,031,616		収 益 化 累 計 額		1,115,623,114	
			(資 本 勘 定)			
			資 本 金		3,008,917,255	
			資 本 剰 余 金		5,820,440	
2,549,553,023	2,549,553,023		欠 損 金			
10,771,442,161	14,527,850,332	619,616,795	合 計	619,616,795	14,527,850,332	
					10,771,442,161	

水道事業会計試算表

令和7年 7月

(単位:円)

借 方			勘定科目	貸 方		
残高	合計			合計	残高	
	累計	当月		当月	累計	
			(収益勘定)			
	8,606		営業収益	39,386,610	142,099,500	
			営業外収益	2,900	40,139,806	
			特別利益		40,139,806	
			(費用勘定)			
94,066,936	94,924,582	23,590,834	営業費用	10,823	857,646	
			営業外費用			
			特別損失			
			(資産勘定)			
12,192,374,164	12,192,374,164	1,092,751	有形固定資産		6,103,228,943	
1,368,300	1,368,300		無形固定資産		6,103,228,943	
320,757,532	493,088,833	78,077,681	現金預金	50,468,634	172,331,301	
15,035,745	270,657,944	43,340,598	未収金	42,522,735	255,622,199	
			貸倒引当金		5,066,103	
9,598,235	24,273,855	3,152,790	貯蔵品	3,220,950	14,675,620	
			短期貸付金			
			前払費用			
			前払金			
8,314,549	8,399,210	2,249,079	その他流動資産		84,661	
			(負債勘定)			
			企業債 (固定負債)		3,109,043,132	
			引当金 (固定負債)		51,742,793	
			一時借入金		51,742,793	
86,289,622	25,673,431	未払金	26,463,840	110,249,376	23,959,754	
1,088,238		前受金		1,088,238		
83,910,956	24,785,308	預り金	35,955,610	120,354,510	36,443,554	
		企業債 (流動負債)		239,236,967	239,236,967	
2,104,000		引当金 (流動負債)		2,104,000		
860		その他流動負債	3,930,370	14,177,149	14,176,289	
		長期前受金		2,826,625,864	2,826,625,864	
1,209,120,077	1,209,120,077	収益化累計額				
			(資本勘定)			
			資本金		893,034,043	
			資本剰余金		120,201,460	
			利益剰余金		245,645,936	
13,850,635,538	14,467,609,247	合計	201,962,472	14,467,609,247	13,850,635,538	

水道事業会計試算表

令和7年 8月

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)			
	10,686	2,080	営 業 収 益	35,037,393	177,136,893	
			営 業 外 収 益		40,139,806	
			特 別 利 益		40,139,806	
			(費 用 勘 定)			
112,249,453	113,107,099	18,182,517	営 業 費 用		857,646	
23,470,566	23,470,566	23,470,566	営 業 外 費 用			
			特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
12,193,091,999	12,193,091,999	717,835	有 形 固 定 資 産		6,103,228,943	
1,368,300	1,368,300		無 形 固 定 資 産			
295,274,877	558,593,744	65,504,911	現 金 預 金	90,987,566	263,318,867	
14,371,556	309,201,627	38,543,683	未 収 金	39,207,872	294,830,071	
			貸 倒 引 当 金		5,066,103	
10,324,895	27,784,265	3,510,410	貯 藏 品	2,783,750	17,459,370	
			短 期 貸 付 金			
			前 払 費 用			
26,890,000	26,890,000	26,890,000	前 払 金			
10,108,207	10,192,868	1,793,658	そ の 他 流 動 資 産		84,661	
			(負 債 勘 定)			
			企 業 債 (固 定 負 債)		3,109,043,132	
			引 当 金 (固 定 負 債)		51,742,793	
			一 時 借 入 金		51,742,793	
114,413,023	28,123,401	未 払 金	157,375,051	267,624,427	153,211,404	
1,088,238		前 受 金		1,088,238		
119,876,199	35,965,243	預 り 金	26,711,931	147,066,441	27,190,242	
112,896,419	112,896,419	企 業 債 (流 動 負 債)		239,236,967	126,340,548	
2,104,000		引 当 金 (流 動 負 債)		2,104,000		
1,068	208	そ の 他 流 動 負 債	3,497,368	17,674,517	17,673,449	
		長 期 前 受 金		2,826,625,864	2,826,625,864	
1,209,120,077	1,209,120,077	収 益 化 累 計 額				
		(資 本 勘 定)				
		資 本 金		893,034,043	893,034,043	
		資 本 剰 余 金		120,201,460	120,201,460	
		利 益 剰 余 金		245,645,936	245,645,936	
13,896,269,930	14,823,210,178	合 計	355,600,931	14,823,210,178	13,896,269,930	

水道事業会計試算表

令和7年 9月

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)			
	10,686		營 業 収 益	64,419,172	241,556,065	
			營 業 外 収 益	315,192	40,454,998	
			特 別 利 益		40,454,998	
			(費 用 勘 定)			
138,664,951	139,522,597	26,415,498	營 業 費 用		857,646	
23,831,675	23,831,675	361,109	營 業 外 費 用			
			特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
12,215,121,567	12,215,121,567	22,029,568	有 形 固 定 資 産		6,103,228,943	
1,368,300	1,368,300		無 形 固 定 資 産			
206,672,244	664,158,812	105,565,068	現 金 預 金	194,167,701	457,486,568	
15,512,664	380,404,915	71,203,288	未 収 金	70,062,180	364,892,251	
			貸 倒 引 当 金		5,066,103	
9,467,525	28,502,425	718,160	貯 藏 品	1,575,530	19,034,900	
			短 期 貸 付 金			
			前 払 費 用			
26,890,000	26,890,000		前 扞 金			
14,675,726	14,760,387	4,567,519	そ の 他 流 動 資 産		84,661	
			(負 債 勘 定)			
			企 業 債 (固 定 負 債)		3,109,043,132	
			引 当 金 (固 定 負 債)		51,742,793	
			一 時 借 入 金			
281,057,839	166,644,816	未 払 金	58,312,537	325,936,964	44,879,125	
1,088,238		前 受 金		1,088,238		
147,394,813	27,518,614	預 り 金	35,926,675	182,993,116	35,598,303	
119,116,419	6,220,000	企 業 債 (流 動 負 債)		239,236,967	120,120,548	
2,104,000		引 当 金 (流 動 負 債)		2,104,000		
1,068		そ の 他 流 動 負 債	6,464,653	24,139,170	24,138,102	
		長 期 前 受 金		2,826,625,864	2,826,625,864	
1,209,120,077	1,209,120,077	収 益 化 累 計 額				
			(資 本 勘 定)			
			資 本 金		893,034,043	
			資 本 剰 余 金		120,201,460	
			利 益 剰 余 金		245,645,936	
13,861,324,729	15,254,453,818	431,243,640	合 計	431,243,640	15,254,453,818	
					13,861,324,729	

工業用水道事業会計試算表

令和7年 7月

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)			
			營 業 収 益	302, 082	1, 213, 080	
			營 業 外 収 益		34, 000, 000	
			特 別 利 益			
			(費 用 勘 定)			
3, 927, 514	3, 927, 514	601, 986	營 業 費 用			
			營 業 外 費 用			
			特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
2, 515, 366, 079	2, 515, 366, 079		有 形 固 定 資 産		1, 465, 268, 381	
976, 500	976, 500		無 形 固 定 資 産			
38, 979, 929	61, 945, 699	659, 793	現 金 預 金	19, 887, 200	22, 965, 770	
9, 001	35, 597, 634	332, 287	未 収 金	659, 793	35, 588, 633	
			短 期 貸 付 金			
			前 払 費 用			
18, 310, 000	18, 310, 000	18, 310, 000	前 扞 金			
202, 854	202, 854	13, 961	そ の 他 流 動 資 産			
			(負 債 勘 定)			
			企 業 債 (固 定 負 債)		403, 858, 692	
			引 当 金 (固 定 負 債)		1, 902, 900	
			一 時 借 入 金			
3, 945, 437	1, 508, 597	未 扞 金	547, 344	4, 021, 007	75, 570	
		前 受 金				
267, 613	68, 603	預 金	68, 603	267, 613		
		企 業 債 (流 動 負 債)		24, 707, 517	24, 707, 517	
448, 000		引 当 金 (流 動 負 債)		448, 000		
		そ の 他 流 動 負 債	30, 205	121, 299	121, 299	
		長 期 前 受 金		1, 227, 370, 712	1, 227, 370, 712	
769, 873, 621	769, 873, 621	収 益 化 累 計 額				
		(資 本 勘 定)				
		資 本 金		567, 594, 701	567, 594, 701	
		資 本 剰 余 金		95, 697, 999	95, 697, 999	
474, 165, 353	474, 165, 353	欠 損 金				
3, 821, 810, 851	3, 885, 026, 304	合 計	21, 495, 227	3, 885, 026, 304	3, 821, 810, 851	

工業用水道事業会計試算表

令和7年8月

(単位:円)

借 方			勘定科目	貸 方		
残高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)			
			營 業 収 益	284,988	1,498,068	
			營 業 外 収 益		34,000,000	
			特 別 利 益			
			(費 用 勘 定)			
4,495,301	4,495,301	567,787	營 業 費 用			
1,685,366	1,685,366	1,685,366	營 業 外 費 用			
			特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
2,515,366,079	2,515,366,079		有 形 固 定 資 産		1,465,268,381	
976,500	976,500		無 形 固 定 資 産			
38,796,169	62,259,762	314,063	現 金 預 金	497,823	23,463,593	
8,421	35,911,117	313,483	未 収 金	314,063	35,902,696	
			短 期 貸 付 金			
			前 払 費 用			
18,310,000	18,310,000		前 扞 金			
225,650	225,650	22,796	そ の 他 流 動 資 産			
			(負 債 勘 定)			
			企 業 債 (固 定 負 債)		403,858,692	
			引 当 金 (固 定 負 債)		1,902,900	
			一 時 借 入 金			
4,366,657	421,220	未 扞 金	10,594,436	14,615,443	10,248,786	
		前 受 金				
344,216	76,603	預 り 金	76,603	344,216		
8,395,090	8,395,090	企 業 債 (流 動 負 債)		24,707,517	16,312,427	
448,000		引 当 金 (流 動 負 債)		448,000		
		そ の 他 流 動 負 債	28,495	149,794	149,794	
		長 期 前 受 金		1,227,370,712	1,227,370,712	
769,873,621	769,873,621	収 益 化 累 計 額				
		(資 本 勘 定)				
		資 本 金		567,594,701	567,594,701	
		資 本 剰 余 金		95,697,999	95,697,999	
474,165,353	474,165,353	欠 損 金				
3,823,902,460	3,896,822,712	11,796,408	合 計	11,796,408	3,896,822,712	
					3,823,902,460	

工業用水道事業会計試算表

令和7年9月

(単位:円)

借 方			勘定科目	貸 方		
残高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)			
			營 業 収 益	313,566	1,811,634	
			營 業 外 収 益		34,000,000	
			特 別 利 益			
			(費 用 勘 定)			
5,996,610	5,996,610	1,501,309	營 業 費 用			
1,940,240	1,940,240	254,874	營 業 外 費 用			
			特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
2,536,181,079	2,536,181,079	20,815,000	有 形 固 定 資 産		1,465,268,381	
976,500	976,500		無 形 固 定 資 産			
24,158,932	62,534,115	274,353	現 金 預 金	14,911,590	38,375,183	
78,988	36,256,037	344,920	未 収 金	274,353	36,177,049	
			短 期 貸 付 金			
			前 払 費 用			
	18,310,000		前 扞 金	18,310,000	18,310,000	
2,419,347	2,419,347	2,193,697	そ の 他 流 動 資 産			
			(負 債 勘 定)			
			企 業 債 (固 定 負 債)		403,858,692	
			引 当 金 (固 定 負 債)		1,902,900	
			一 時 借 入 金			
19,209,644	14,842,987	未 扞 金	10,321,277	24,936,720	5,727,076	
		前 受 金				
412,819	68,603	預 り 金	68,603	412,819		
12,330,090	3,935,000	企 業 債 (流 動 負 債)		24,707,517	12,377,427	
448,000		引 当 金 (流 動 負 債)		448,000		
		そ の 他 流 動 負 債	31,354	181,148	181,148	
		長 期 前 受 金		1,227,370,712	1,227,370,712	
769,873,621	769,873,621	収 益 化 累 計 額				
		(資 本 勘 定)				
		資 本 金		567,594,701	567,594,701	
		資 本 剰 余 金		95,697,999	95,697,999	
474,165,353	474,165,353	欠 損 金				
3,815,790,670	3,941,053,455	合 計	44,230,743	3,941,053,455	3,815,790,670	

下水道事業会計試算表

令和7年 7月

(単位:円)

借 方			勘定科目	貸 方		
残高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)			
	15,414,893		營 業 収 益	34,270,753	211,325,864	
			營 業 外 収 益	72,900	475,005,250	
			特 別 利 益			
			(費 用 勘 定)			
56,128,234	57,769,786	3,192,116	營 業 費 用		1,641,552	
203,890	203,890		營 業 外 費 用			
			特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
20,689,923,099	20,689,923,099	596,956	有 形 固 定 資 産		1,582,116,225	
20,986,845	20,986,845		無 形 固 定 資 産			
758,313,742	837,963,676	33,956,052	現 金 預 金	36,421,589	79,649,934	
10,000	10,000		つ り 錢 資 金			
46,333,269	824,929,414	39,123,974	未 収 金	33,956,052	778,596,145	
			貸 倒 引 当 金		1,716,902	
			短 期 貸 付 金			
			前 払 費 用			
			前 払 金			
4,632,993	4,797,146	81,097	そ の 他 流 動 資 産		164,153	
			(負 債 勘 定)			
	12,300,000	12,300,000	企 業 債 (固 定 負 債)		6,423,567,505	
			引 当 金 (固 定 負 債)		66,936,679	
			一 時 借 入 金			
75,182,457	35,865,407	未 払 金	3,313,987	75,989,476	807,019	
29,706		前 受 金		29,706		
12,300,000		企 業 債 (流 動 負 債)	12,300,000	882,864,157	870,564,157	
2,055,000		引 当 金 (流 動 負 債)		2,055,000		
3,953,567	556,182	そ の 他 流 動 負 債	3,982,903	14,809,454	10,855,887	
		長 期 前 受 金	1,353,600	9,464,290,711	9,464,290,711	
925,583,930	925,583,930	収 益 化 累 計 額				
		(資 本 勘 定)				
		資 本 金		2,980,371,129	2,980,371,129	
		資 本 剰 余 金		80,623,563	80,623,563	
		利 益 剰 余 金		361,650,004	361,650,004	
22,502,116,002	23,483,403,409	合 計	125,671,784	23,483,403,409	22,502,116,002	

下水道事業会計試算表

令和7年 8月

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)			
	15,414,893		營 業 収 益	22,188,309	233,514,173	
			營 業 外 収 益		475,005,250	
			特 別 利 益		475,005,250	
			(費 用 勘 定)			
58,283,527	59,925,079	2,155,293	營 業 費 用		1,641,552	
11,598,871	11,598,871	11,394,981	營 業 外 費 用			
			特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
20,690,388,221	20,690,860,221	937,122	有 形 固 定 資 産	472,000	1,582,588,225	
20,986,845	20,986,845		無 形 固 定 資 産			
790,846,357	873,538,530	35,574,854	現 金 預 金	3,042,239	82,692,173	
10,000	10,000		つ り 錢 資 金			
35,165,947	849,336,946	24,407,532	未 収 金	35,574,854	814,170,999	
			貸 倒 引 当 金		1,716,902	
			短 期 貸 付 金		1,716,902	
			前 払 費 用			
			前 払 金			
4,678,766	4,842,919	45,773	そ の 他 流 動 資 産		164,153	
			(負 債 勘 定)			
	12,300,000		企 業 債 (固 定 負 債)		6,423,567,505	
			引 当 金 (固 定 負 債)		66,936,679	
			一 時 借 入 金			
77,658,814	2,476,357	未 払 金	103,972,734	179,962,210	102,303,396	
29,706		前 受 金		29,706		
102,777,447	90,477,447	企 業 債 (流 動 負 債)		882,864,157	780,086,710	
2,055,000		引 当 金 (流 動 負 債)		2,055,000		
4,519,449	565,882	そ の 他 流 動 負 債	2,785,105	17,594,559	13,075,110	
		長 期 前 受 金		9,464,290,711	9,464,290,711	
925,583,930	925,583,930	収 益 化 累 計 額				
		(資 本 勘 定)				
		資 本 金		2,980,371,129	2,980,371,129	
		資 本 剰 余 金		80,623,563	80,623,563	
		利 益 剰 余 金		361,650,004	361,650,004	
22,537,542,464	23,651,438,650	168,035,241	合 計	168,035,241	23,651,438,650	
				22,537,542,464		

下水道事業会計試算表

令和7年 9月

(単位:円)

借 方			勘定科目	貸 方		
残高	合 計			合 計	残高	
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			(収 益 勘 定)			
	15,414,893		營 業 収 益	34,495,294	268,009,467	
			營 業 外 収 益		475,005,250	
			特 別 利 益			
			(費 用 勘 定)			
106,262,371	107,903,923	47,978,844	營 業 費 用		1,641,552	
45,007,516	45,007,516	33,408,645	營 業 外 費 用			
			特 別 損 失			
			(資 産 勘 定)			
20,690,879,660	20,744,338,691	53,478,470	有 形 固 定 資 産	52,987,031	1,635,575,256	
20,986,845	20,986,845		無 形 固 定 資 産			
289,081,422	901,033,572	27,495,042	現 金 預 金	529,259,977	611,952,150	
10,000	10,000		つ り 錢 資 金			
46,815,180	887,281,221	37,944,275	未 収 金	26,295,042	840,466,041	
			貸 倒 引 当 金		1,716,902	
			短 期 貸 付 金			
			前 払 費 用			
20,813,800	20,813,800	20,813,800	前 払 金			
8,894,042	9,058,195	4,215,276	そ の 他 流 動 資 産		164,153	
			(負 債 勘 定)			
	12,300,000		企 業 債 (固 定 負 債)		6,423,567,505	
			引 当 金 (固 定 負 債)		66,936,679	
			一 時 借 入 金			
585,545,499	507,886,685	未 払 金	428,423,301	608,385,511	22,840,012	
29,706		前 受 金		29,706		
445,666,036	342,888,589	企 業 債 (流 動 負 債)		882,864,157	437,198,121	
2,055,000		引 当 金 (流 動 負 債)		2,055,000		
5,078,941	559,492	そ の 他 流 動 負 債	5,208,473	22,803,032	17,724,091	
		長 期 前 受 金		9,464,290,711	9,464,290,711	
925,583,930	925,583,930	収 益 化 累 計 額				
			(資 本 勘 定)			
			資 本 金	234,573,027	3,214,944,156	
			資 本 剰 余 金		80,623,563	
322,645,779	322,645,779	利 益 剰 余 金	88,072,752	449,722,756	127,076,977	
22,154,334,766	25,050,753,547	1,399,314,897	合 計	1,399,314,897	25,050,753,547	
					22,154,334,766	

報告第 20 号

令和 7 年 11 月 17 日 受理

定期監査報告

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、別紙のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 7 年 12 月 3 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

令和 7 年度 前期

定期監査報告書

美唄市監査委員

第1 監査の期間

令和7年5月1日から令和7年11月17日まで

※ 決算等審査の期間(6月から8月)を除く

第2 監査の対象

1 令和6年度に執行された財務に関する事務のうち、主に次の事務について監査を行うこととした。

- (1) 現金収入の取り扱い(現金の一時保管、引継ぎ)
- (2) 収入の減免事務
- (3) 旅費の支出事務
- (4) 交際費の支出事務
- (5) 食糧費の支出事務
- (6) 契約事務
- (7) 補助金等の交付事務

2 対象所属

総務部、市立美唄病院、教育委員会

第3 監査の方法

- 1 財務事務に関する書類、帳簿の書面監査
- 2 必要に応じて対象所属職員から説明を聴取(監査委員ヒアリング)

第4 監査の結果

- 1 総務部 ・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 2 市立美唄病院 ・・・・・・・・ 2
- 3 教育委員会 ・・・・・・・・ 2

第5 監査委員の意見 ・・・・・・・・ 6

監査の結果

1 総務部

(1) 対象事務

- ① 旅費の支出事務
- ② 交際費の支出事務
- ③ 食糧費の支出事務
- ④ 物品購入、賃貸借、業務委託、工事請負などの契約事務
- ⑤ 補助金等の交付事務

(2) 監査の結果

対象事務について、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、細部にわたる注意もしくは留意すべき事項は、監査の過程において関係職員に指示したので、この報告には省略した。

2 市立美唄病院

(1) 対象事務

- ① 旅費の支出事務
- ② 交際費の支出事務
- ③ 食糧費の支出事務
- ④ 物品購入、賃貸借、業務委託、工事請負などの契約事務

(2) 監査の結果

対象事務について、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、細部にわたる注意もしくは留意すべき事項は、監査の過程において関係職員に指示したので、この報告には省略した。

3 教育委員会

(1) 対象事務

- ① 現金収入の取り扱い(現金の一時保管、引継ぎ)
- ② 収入の減免事務
- ③ 旅費の支出事務
- ④ 交際費の支出事務
- ⑤ 食糧費の支出事務
- ⑥ 物品購入、賃貸借、業務委託、工事請負などの契約事務
- ⑦ 補助金等の交付事務

(2) 監査の結果

対象事務について、次のとおり一部是正・改善を要する事項が見受けられた。

その他の細部にわたる注意もしくは留意すべき事項は、監査の過程において関係職員に指示したので、この報告には省略した。

指摘事項①

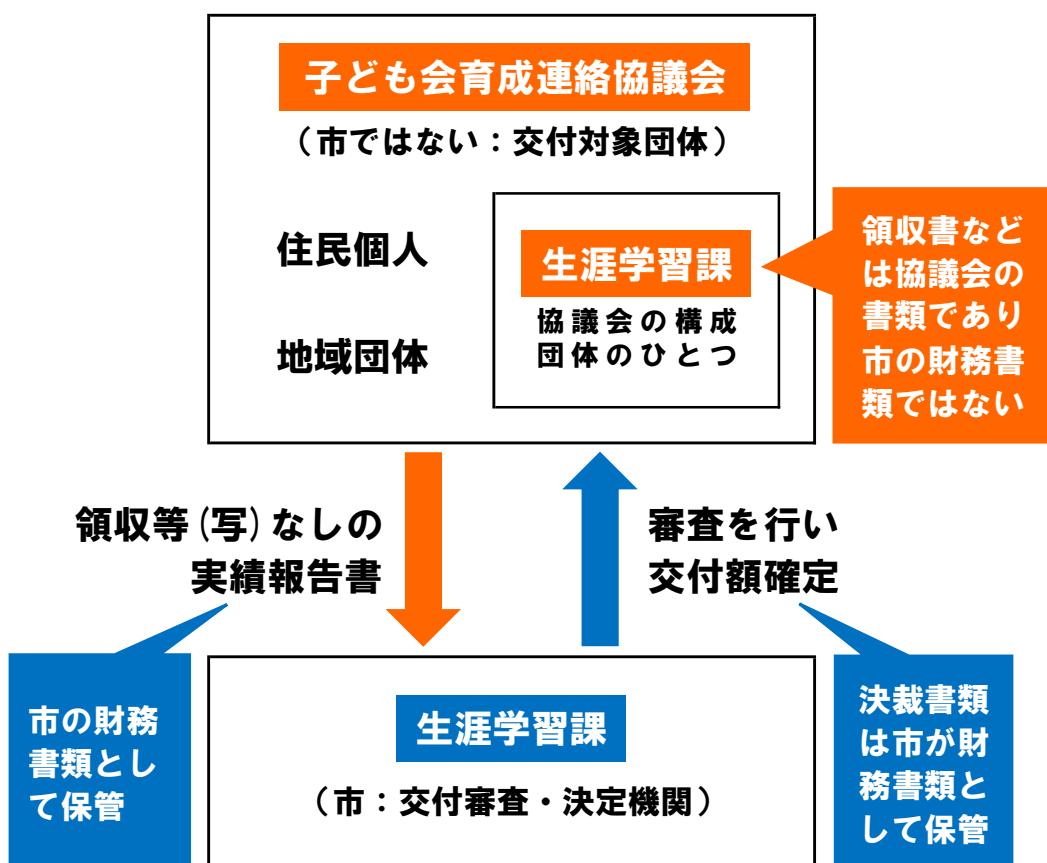
子ども会育成連絡協議会交付金、地域青少年指導対策事業補助金、青少年野外教育活動事業補助金の審査について（生涯学習課）

交付金・補助金の審査に要する実績報告書に收支決算書は添付されていたが、その支出を証する領収書や請求書、振込証明書などの写しが添付されていなかった。

実績報告書に対象経費の支出を証する領収書などの写しが添付されていなければ、市が保管している財務書類をもって、対象経費や交付額が適正であることを証明できない。

交付対象団体の構成員として生涯学習課で領収書等を保管していても、それは交付対象団体の書類であって、市の財務書類ではない。

【子ども会育成連絡協議会交付金の例】



実績報告書に限らず、交付金・補助金の交付関係書類は、市職員と交付対象団体との間だけで認識・理解できれば良いというものではなく、第三者の視点で見ても適正な交付であると認められるように作成しなければならない。

令和5年度の定期監査においても同様の注意をしているが、改善されていない。生涯学習課は、「交付対象団体の構成員としての立場」と「交付の審査・決定を行う市の機関としての立場」との違いを改めて意識し、確実に改善するよう強く要望する。

指摘事項②

スポーツ少年団育成補助金の審査について（生涯学習課）

補助金等交付規則で定められた期限までに補助金の審査に要する実績報告書を受領しておらず、補助事業の成果や収支決算の審査、補助金額の確定を行っていなかった。

美唄市補助金等交付規則

（実績報告）

第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了した日から起算して2ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。（後段省略）

- (1) 補助事業等の成果
- (2) 補助事業等の収支決算
- (3) その他市長が必要と認める事項

（事業成果の確認及び補助金等の額の確定等）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により補助事業者等に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額に差が生じない場合は、この通知を省略することができる。

美唄市教育委員会補助金等交付教育委員会規則

（補助金等の交付）

第2条 補助金等の交付に関し必要な事項は、美唄市補助金等交付規則の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「教育長」と読み替えるものとする。

本件補助金交付事務の経過

令和 6 年 7 月 スポーツ少年団本部より交付申請書を受領

交付申請額 100 万円

補助事業期間 令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで

令和 6 年 7 月 交付申請書を審査して交付決定通知

交付決定額 100 万円

令和 6 年 8 月 交付決定額の全額 100 万円を概算払

令和 7 年 3 月 補助金等交付規則で定められた期限まで(完了した日から起算して 2 月以内)に補助金の審査に要する実績報告書を受領していない
事業完了 補助事業の成果や収支決算の審査、補助金額の確定を行っていない

実績報告書を受領せず、補助事業の成果や収支決算を審査、補助金額の確定を怠ったことは、著しく不適切であり、確実に改善するよう強く要望する。

指摘事項①及び②の改善に当っての要望

ア 生涯学習課だけでなく、教育委員会事務局の全管理職員をもって、補助金等交付規則・要綱の規定、事務処理の手順を改めて確認し、不適切な事務処理が発生した要因と具体的な再発防止策を協議すること。

イ アを行った後、その内容を係長職以下の全事務職員へ周知し、再発防止の指導を徹底すること。

ウ 補助金等の交付決定、実績報告及び額の確定の決裁における管理職員のチェックを強化すること。また、誤りがある場合は、管理職員から指導を行うこと。

部長・課長・補佐など管理職員

- 補助金等交付規則・要綱
- 事務処理手順
- 不適切な事務の発生要因
- 具体的な再発防止策

熟 知

熟 慮

まず管理職員
が熟知・熟慮
していなければ
指導できな
い、チェック
できない→改
善されない

指 導

係長職以下の全ての事務職員

監査委員の意見

1 今回の監査においては、補助金等交付事務について、是正・改善を要する事項が見受けられた。

補助金や交付金は、その使い道などで住民から疑念をもたれることがないよう、適正な補助金等の交付であることを書類上で証明できるように、交付関係書類の作成、審査には慎重を期すよう要望する。

(1) 交付関係書類の内容は、市職員と交付対象者との間だけで認識・理解できれば良いというものではなく、第三者の視点で見ても適正な交付であると認められるように作成すること。

(2) 毎年度同一団体に対して交付している補助金等は、形式的な事務処理で交付しがちになるので、必ず団体の収入と支出、繰越金の状況、実施した事業内容などを確認し、補助金等交付規則・要綱の規定に照らして適切に審査すること。

(3) 補助対象事業の収支を証する書類として、団体の決算書類のみ添付された実績報告書が見受けられるが、法人でない任意団体の決算書類では、証憑書類として十分とは言えないので、領収書や請求書、振込証明書などの写しを添付すること。

領収書等の枚数が膨大で写しの添付が困難な場合は、複数の職員で領収書等を確認した上で、交付額確定に係る決裁書類に、いつ、誰が確認したのかを記載するなどの代替措置を講ずること。

2 補助金等交付事務は、教育委員会に限らず多くの所属で行われていることから、市長は今回の指摘事項を全庁・全職員へ周知され、管理職員の指導とチェック機能の強化を図り、補助金等交付事務の事故防止に努められたい。

3 今回の監査で、財務事務がおおむね適正に執行されていると認められた所属においては、引き続き必要に応じて業務・事務処理手順の見直しや、チェック体制の強化を図るなど、財務事務の事故防止に努められたい。

報告第 21 号

令和 7 年 11 月 25 日 受理

美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による活動状況の点検・評価について、別紙のとおり教育委員会教育長から提出があったので報告する。

令和 7 年 12 月 3 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

令和 7 年度

美唄市教育委員会の活動状況
に 関 す る 点 検 ・ 評 価

【令和 6 年度事業対象】

令和 7 年 11 月

美唄市教育委員会

目 次

1	はじめに	
(1)	趣旨	1
(2)	点検・評価の対象	1
(3)	点検・評価の方法	1
2	美唄市教育委員会の活動状況	
(1)	美唄市教育委員会議の開催状況	2
(2)	教育委員会議以外の活動状況	2
(3)	条例・規則の制定・改廃状況	2
(4)	審議会等の審議状況	3
(5)	教育長出席会議・行事等	3
3	美唄市教育行政執行方針の概要	
	令和6年度美唄市教育行政執行方針の構成	4
4	美唄市教育委員会の事務の点検・評価	
1	学校教育	5
	・幼児教育の充実	
	・確かな学力の育成	
	・新たな義務教育制度	
	・豊かな心の育成	
	・健やかな体の育成	
	・特別支援教育の充実	
	・信頼される学校づくり	
	・教職員研修の充実	
	・学校施設の整備	
	評価員（学識経験者）	
2	社会教育	12
	・青少年の健全育成	
	・生涯学習活動の充実	
	・文化芸術の振興	
	・文化財等の保護	
	・社会教育施設	
	・生涯スポーツの振興	
	・スポーツ施設	
	評価員（学識経験者）	
【資料編】	美唄市教育委員会の活動状況	
(1)	美唄市教育委員会議の開催状況	24
(2)	条例・規則の制定・改廃状況	26
(3)	審議会等の審議状況	27
(4)	教育長出席会議・行事等	28

1 はじめに

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成20年4月1日から施行され、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられました。

本市教育委員会では、同法第26条の規定に基づき、教育委員会が執行した主な事業について、毎年、点検・評価を実施しています。

この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、外部有識者の意見を求めるため、学校教育、社会教育及び社会体育に関する分野から各1名ずつ、評価員を選任し、この報告書をまとめました。

(2) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、「令和6年度 美唄市教育行政執行方針」に掲げる学校教育、社会教育及び社会体育の重点的な項目としました。

(3) 点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、評価項目について、現状・これまでの取組みと成果、今後に向けた課題を内部評価し、更に客觀性を一層高めるため、評価員に取組みの状況を説明し、様々なご意見をいただきました。

ご意見をいただいた評価員の方々は、次のとおりです。

【敬称略】

分 野	氏 名	所 属 等
学校教育	加 藤 雅 樹	PTA連合会会長
社会教育	越前谷 賢 一	社会教育委員会委員長
社会体育	米 澤 行 夫	スポーツ推進委員長

2 美唄市教育委員会の活動状況

美唄市教育委員会議は、原則として毎月1回開催し、教育行政の基本方針の決定など様々な案件について審議をしました。

そのほか、各種審議会の開催、学校訪問や各種行事、研修会等への参加を実施しました。

(1) 美唄市教育委員会議の開催状況<資料編P.24>

会議回数	14回 (定例会12回・臨時会2回)
審議件数	34件
傍聴者数	2人

(2) 教育委員会議以外の活動状況

種別	回数	説明
美唄市総合教育会議	1	市長と教育委員会が教育行政の施策について協議、調整を行う
学校等訪問	2	市内学校等 (小学校2校、中学校2校)
各種行事	1	農業体験学習
意見交換会	0	
会議、研修等	1	北海道都市教育委員会連絡協議会定期総会
合計	5	

(3) 条例・規則の制定・改廃状況<資料編P.26>

種別	制定	改正	廃止
条例	—	—	—
規則	—	7件	—
訓令	—	1件	—

(4) 審議会等の審議状況<資料編 P. 27>

種別	回数	会議名
審議会	3	社会教育委員会、青少年問題協議会
審議会以外の会議	6	青少年有害環境浄化モニターミーティング、青少年問題協議会常任委員会、青少年センター運営委員会、青少年育成基金運営委員会

(5) 教育長出席会議・行事等<資料編 P. 28>

3 美唄市教育行政執行方針の概要

令和6年度 美唄市教育行政執行方針の構成

1 はじめに

2 幼児教育

幼児教育の充実

3 学校教育

確かな学力の育成

新たな義務教育制度

豊かな心の育成

健やかな体の育成

特別支援教育の充実

信頼される学校づくり

教職員研修の充実

学校施設の整備

4 社会教育

青少年の健全育成

生涯学習活動の充実

文化芸術の振興

文化財等の保護

社会教育施設の充実

生涯スポーツの振興

スポーツ大会の誘致

スポーツ施設の整備

5 むすび

4 美唄市教育委員会の事務の点検・評価

1 学校教育

幼児教育の充実

<現状・これまでの取組>

- ・子どもたちが遊びや集団生活を通して、子ども一人一人のよさと可能性を伸ばすため、小学校教育との接続のほか、関係機関・団体等と支援体制の構築に向けた取組を推進しました。
- ・小学校の授業参観や交流学習、施設見学などの実施により、義務教育への円滑な接続を図りました。
- ・美唄市幼児教育の充実を図るため、幼稚園教諭、保育士、保育士を目指す学生と就学前の子どもたちとの交流を実施したほか、幼稚園、保育所、児童発達事業所、放課後デイサービスなどの関係機関と連携しながら、情報を共有する取組を進めました。

※関連事務事業

- ・私立幼稚園施設型給付費負担金給付事業

- ・私立幼稚園一時預かり事業
- ・幼児教育無償化実施事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
私立幼稚園施設型給付費負担金事業及び幼児教育無償化実施事業の実施 (私立幼稚園市内2園 市外3園) 市内幼稚園長・保育園長会議の開催 1回	国の動向を踏まえ、子ども・子育て支援制度の拡充と質の向上 「北海道幼児教育振興基本方針」の趣旨を踏まえ、保育者の資質・能力の向上や幼児教育施設と小学校との連携・接続の一層の強化

確かな学力の育成

<現状・これまでの取組>

- ・新学習指導要領に基づき、各学校の教育課程や学習指導に関する専門的事項について、分析データを活用するなどして、課題を可視化するとともに、先進事例や優良事例を参考とした学習規律の統一や探究的な学習活動、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の工夫改善を図る指導助言を行うなど、学校教育の充実・向上に努めました。
- ・標準学力検査及び知能検査を実施し、既習事項の定着等の状況を把握するとともに、進学・進級の引継ぎの資料として使用するなど、個に応じたきめ細かな指導に努めました。
- ・学力向上プロジェクトチームにおいて、標準学力検査及び全国学力・学習状況調査の結果を分析・考察し、「確かな学力育成プラン」にまとめ、学校改善・授業改善に努めました。
- ・市内道立高等学校における教育活動の紹介のほか、校舎見学や授業見学に取り組むなど、中高連携の充実を図るとともに、中学生の進路選択や志望校決定に向けた意識づけに努めました。また、青少年育成基金を活用し、市内高等学校支援事業の対象となる進学模擬試験、部活動等の全道・全国大会の派遣費やインターナショナルに係る交通費など、高等学校が行う教育活動に要する経費の助成を行いました。
- ・中学校区による家庭学習強化週間を設定し、小中学校が連携して家庭学習に取り組む時間を位置づけました。また、家庭学習や読書の定着、基本的生活習慣の見直しを図るため、保護者向け啓発リーフレットを発行しました。
- ・児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成や国際理解活動の積極的推進に向け、外国人講師を3名体制としています。
- ・基幹産業である農業の教育的効果を生かし、農業の実体験活動を重視した「食農教育」を通じ、児童生徒等の「豊かな心」「社会性」「主体性」を育み、子どもたちの将来にわたる生き

る力、農業で生命の不思議や食の大切さなどを学ぶ「グリーン・ルネサンス推進事業」に取り組みました。

- ・学校におけるＩＣＴ教育の推進については、全ての小中学校にＩＣＴ支援員を配置し、学校現場の実情を踏まえたきめ細やかな支援に努めたほか、学校からの要請を受けＩＣＴ機器の接続支援やトラブルの解決に当たるＧＩＧＡスクールサポーターの派遣を行うなど、学校へのサポート体制の充実を図りました。

※関連事務事業

- ・学力向上プロジェクト推進事業
- ・外国人講師小中学校派遣事業
- ・グリーン・ルネサンス推進事業
- ・美唄市内高校支援事業
- ・教師用教科書・指導書購入事業
- ・小・中学校コンピュータ教育事業
- ・スクールバス運行維持管理事業
- ・美唄市高校等奨学金給付事業
- ・不登校児童生徒指導対策事業
- ・就学援助事業
- ・学校支援地域本部事業
- ・小・中学校教材購入事業
- ・小・中学校管理運営事業
- ・部活動地域移行推進事業
- ・スクールバス更新事業
- ・教職員健康診断事務

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>学力向上プロジェクトチームの設置 会議 4回 「確かな学力育成プランの具現化に向けて」及び概要版リーフレットの作成（令和6年度版）</p> <p>農業体験の実施 (私立幼稚園2園 保育園3園 認定こども園1園 小学校2校)</p> <p>グリーン・ルネサンスシンポジウムの開催 1回</p> <p>美唄市内高等学校教育振興会への助成</p> <p>美唄市高校問題等対策協議会の開催 1回</p> <p>美唄市高校等奨学金給付 (美唄尚栄高校11人 美唄聖華高校6人 その他2人)</p> <p>美唄市部活動の地域移行検討協議会開催 2回</p>	<p>学校力向上の取組</p> <ul style="list-style-type: none">・ＩＣＴを活用した授業改善・9年間を見通した系統性、連続性のある教育課程の推進・業務の効率化に向けた働き方改革の推進・学校を核とした地域全体で子どもたちの学びを支える学校運営協議会の積極的な取組 <p>「確かな学力育成プラン」</p> <ul style="list-style-type: none">・各校の実態に即した実効性のある施策の展開・基礎学力の確実な定着に向けた取組と検証方法の改善充実・一人一台端末の積極的な活用による「自学力」を高める家庭学習スタイルの確立 <p>グリーン・ルネサンス推進事業</p> <p>成果の検証と一層の定着、充実に向けた支援体制づくりの検討</p> <p>市内高等学校への支援</p> <p>市内の高等学校が魅力ある学校づくりを行うため、関係機関との連携した支援の充実</p> <p>部活動の地域移行</p> <p>地域への円滑な移行と支援体制づくりの検討</p>

新たな義務教育制度

<現状・これまでの取組>

- ・少子高齢化や人口減少が続く中、新たな地域社会の変化に対応した質の高い、豊かな教育環境の整備が求められ、小中一貫校や義務教育学校の導入に向けた調査・研究を進めました。

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
他自治体の調査研究	少子化における義務教育学校等の方向性の検討

豊かな心の育成

<現状・これまでの取組>

- ・いじめや不登校等への対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室指導員等を配置して児童生徒の心のケアを図るなど、教育相談体制の充実や問題解決に向けた具体的な支援の充実に努めました。
- ・美唄市いじめ防止基本方針に基づく各校での取組を継続的に進めるとともに、「美唄市仲間づくり子ども会議」を開催するなど、いじめの未然防止・早期発見につながる取組を推進しました。
- ・登下校時における安全対策として、美唄警察署と連携し、DJPOLISによる交通安全指導を行ったほか、関係機関と通学路の合同点検を実施することにより、児童生徒の安全確保に努めました。

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
スクールカウンセラー1名配置：相談体制の充実 (活用した学校：小学校2校 中学校2校、 活動回数：39回) スクールソーシャルワーカー1名配置 (活用した学校：小学校2校 中学校2校、 活動回数：208回) 不登校児童生徒適応指導教室指導員1名配置 (通級児童生徒：小学校1名 中学校15名 うち、 13名卒業) 仲間づくり子ども会議の開催 1回(書面開催) 学校いじめ基本方針の実践 (小学校2校 中学校2校)	豊かな心を育む取組 ・道徳科を要として学校の教育活動 全体を通じて行う道徳教育 ・体験的、探究的な学習活動や読書活動の充実 児童生徒・保護者・学校に寄り添う教育相談体制の充実 不登校児童生徒の解消に向けた取組 いじめの未然防止、早期発見、早期 対応に向けた取組の充実

健やかな体の育成

<現状・これまでの取組>

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の実施とその結果の分析に基づき、児童生徒の体力の向上に向けた授業改善や活動の充実に努めるほか、各校における一校一実践等の取組を通じて、運動能力や体力の向上に努めました。
- ・学校給食については、「食農教育」の生きた教材として、献立の工夫・改善を図りながら、質の充実に努めるとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、引き続き、学校給食費の無償化に取り組みました。
- ・学校給食センターの施設及び設備の必要な修繕を行うなど、適正な維持管理に努めました。

- ※関連事務事業
- ・学校保健管理事業
 - ・中体連南空知大会補助事業
 - ・幼小フッ化物洗口推進事業
 - ・学校給食センター整備事業
 - ・学校事故・災害対策事業
 - ・美唄市文化・体育大会派遣補助事業
 - ・学校給食センター管理運営事業
 - ・びばい・おいしい給食事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>運動能力や体力の向上に向けた一校一実践等の実施 (小学校2校 中学校2校)</p> <p>教育大学と連携した体力向上の取組</p> <p>中学校文化・体育大会等派遣への助成 102件</p> <p>スポーツ少年団全国大会派遣への助成 8件</p> <p>小学校フッ化物洗口の実施者数 219名</p> <p>学校給食の提供 (小学校2校 中学校2校 へき地保育園2園)</p> <p>ふるさと給食の実施</p> <p>ふるさと給食(年3回) 行事食(年10回)</p> <p>卒業お祝い献立(年2回)</p>	<p>運動能力や体力向上の取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学年全種目実施する新体力テストの分析に基づく授業改善 ・外部講師やボランティアを活用した一校一実践の取組 <p>食農教育の推進</p> <p>栄養教諭の活用による食に関する指導の充実や、より安全に配慮した学校給食の提供</p>

特別支援教育の充実

<現状・これまでの取組>

- ・特別支援教育の一層の充実に向け、特別支援教育支援員を小中学校に23名配置しました。
- ・就学時健診において、希望される保護者の方に、子どもの就学に関する不安や悩みなどに応じるため、就学相談を実施しました。
- ・発達障がいを含む困り感を持つ児童生徒がスムーズに学校生活を送ることができるよう、特別支援教育支援員の配置や「スタートシート」を活用し、全ての幼児教育施設と引継ぎを円滑に行うなど、切れ目のない支援体制づくりに努めました。

- ※関連事務事業
- ・言語治療教室事業
 - ・通級指導教室交通費助成事業
 - ・特別支援教育振興事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>美唄市特別支援教育連携協議会</p> <p>特別支援推進会議の開催 1回</p> <p>教育支援委員会の開催 3回</p> <p>美唄市特別支援教育支援員の配置 (小学校2校13名 中学校2校10名)</p> <p>通級指導教室交通費助成事業 (助成児童数2人)</p>	<p>美唄市特別支援教育連携協議会</p> <p>幼保・小・中・高や関係機関との連携の充実</p> <p>個別の教育支援計画及び個別の指導計画の充実</p>

信頼される学校づくり

<現状・これまでの取組>

- ・各学校においてホームページを活用し、学校だよりや各種行事の様子、学校改善に向けた取組の発信に努めました。
- ・コミュニティ・スクールの活動を通じて、地域の方々の参画による学校運営の改善・充実に取り組み、信頼される学校づくりを進めました。
- ・学校支援ボランティアによる支援活動の充実を図るとともに、学校支援地域本部事業の周知や登録者の拡大に努めました。
- ・教職員の不祥事防止について、コンプライアンス確立月間（毎年5月・6月）の周知や服務に関する研修資料を効果的に活用した職場研修を行うなど、法令や服務規律の遵守について徹底を図り、信頼される学校づくりに向けた取組を進めました。
- ・安全・安心な学校生活を送ることができるように学校安全マップの整備・更新を行い、児童生徒への防犯・防災教育と安全指導の徹底を図りました。
- ・教職員の業務負担の軽減を図り、職員一人一人が子どもと向き合う時間を確保することにより、効果的で質の高い教育活動を持続的に行うことができるよう、「教職員の働き方改革アクション・プラン」に基づく取組を進めました。

※関連事務事業・学校支援地域本部事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>学校のホームページによる情報発信 (小学校2校 中学校2校)</p> <p>市内全校でコミュニティ・スクールの充実</p> <p>学校運営協議会委員の学校評価</p> <p>保護者アンケートの実施 (各校1回)</p> <p>学校支援地域本部事業 派遣ボランティア数 (延べ人員 487人)</p> <p>「コンプライアンス確立月間」職場研修の実施 (小学校2校 中学校2校)</p> <p>学校安全マップの整備・更新 (小学校2校 中学校2校)</p>	<p>学校評価の充実 学校運営協議会委員、保護者等との意見交換</p>

教職員研修の充実

<現状・これまでの取組>

- ・人材育成を柱とした学校経営の在り方や学力向上に向けた研修など、今日的な教育課題に係る管理職研修を開催し、各学校における経営計画の改善・充実に努めました。
- ・実践的指導力の向上を目指した校内研修の活性化や公開研究指定校事業の積極的な実施、北海道立教育研究所、空知教育センターなどが開催する各種研修会の活用を図りました。

※関連事務事業・空知教育センター組合事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>校長会議及び教頭会議</p> <p>美唄市教職員研修会 hyper-QU 研修、ピアサポート研修の実施 (小学校2校 中学校2校)</p> <p>公開研究指定校4校</p>	<p>教職員の資質向上 研修等の充実 研修機会の充実 教科等専門的な研修の充実</p>

空知教育センター研修 (24講座開催) 5講座6人参加	
--------------------------------	--

学校施設の整備

<現状・これまでの取組>

- 安心・安全を最優先として小中学校の老朽化施設・設備の改修を実施し、子どもたちが安心して学ぶ環境の確保を図りました。

※関連事務事業

- ・小・中学校大規模改修事業
- ・教職員住宅維持修繕事業
- ・小・中学校維持修繕事業
- ・学校施設・設備整理配置事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
小学校冷房設備設置工事	老朽化施設の計画的な改修の実施
中学校冷房設備設置工事	遊具の計画的な整備
美唄中学校小荷物専用昇降機改修	定期的な点検と計画的な整備
美唄中学校地下タンク改修	

事務の点検・評価に関する外部有識者(評価員)の意見

【幼児教育の充実】

子どもが幼稚園や保育園などから小学校に進学する際に直面する社会的な問題の解決は保護者にとって急務と考えます。

子どもたちが、幼稚園と保育所間の交流や、入学する小学校や地域との交流を通して、入学後、学校に馴染めるような取り組みが必要ではないかと思います。

「美唄市で子育てをしたい」と思えるような取り組みを期待しています。

【確かな学力の育成】

子どもたちの学力低下は深刻な問題であり、ICTの発展により、読書離れが多くなり、読解力の落ち込みが進んでいると考えられます。

今後、ICTを活用した授業が中心となっていくと思いますが、同時に読書など読解力を向上させる取組が必要ではないかと考えます。

【新たな義務教育制度】

子どもたちが充実した生活が送れるような制度確立に向けた取り組みをお願いします。

【豊かな心の育成】

課題に不登校児童生徒の解消に向けた取組とありますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室の配置を今後も継続することをお願いします。また、スクールカウンセラーなど児童生徒の心のケアへの支援の継続はもちろんのこと、保護者や教師など幅広い支援についてもお願いします。

【特別支援教育の充実】

今後も保護者が子ども達の学校生活での不安や悩みが軽減できるよう、適正な教員と支援員の配置の継続をお願いします。

【信頼される学校づくり】

各学校でホームページを作成し、タイムリーな情報発信に努めていることは、保護者に安心感を与えてはいますので、引き続き、情報発信の充実に努めてください。

また、教職員の業務負担の軽減を図り、質の高い教育活動の持続は大変重要ですが、一方で休職や退職などによる教職員の人材不足も深刻な社会問題となっていることから、教職員の職場環境を充実し、教職員のさらなる資質向上を目指してほしいです。

【教職員研修の充実】

今後、ICTを活用する授業が中心となっていくと思いますので、教職員の得手不得手に差が出ないよう、今後も研修等を充実し資質向上に努めて頂きたい。

【学校施設の整備】

異常気象による夏場の暑さ対策で普通教室には冷房設備が完備されましたか、体育館や特別教室には冷房が整備されていないことから、快適な授業ができるよう学校設備の整備をお願いします。

また、ICTを活用した授業が増えていることから、授業に支障が出ないインターネット接続の環境整備をお願いします。

2 社会教育

青少年の健全育成

<現状・これまでの取組>

- ・子どもたちを犯罪やインターネット上のトラブルから守るため、学校、家庭、地域、関係団体等と連携し、指導・啓発を行いました。
- ・子どもたちの健やかな成長を支援するためジュニアチャレンジスクールでは、「キッズ・ダンス」や「コオーディネーショントレーニング事業」などを実施し、青少年の貴重な体験の機会の創出に努めました。
- ・子ども会育成連絡協議会や青少年育成関係団体の活動を支援し、子どもたちの健全育成の取組みを進めました。
- ・青少年センターを中心に、関係機関・団体と連携して青少年の非行防止のため、市内巡回などをを行いました。
- ・市内2小学校区の放課後児童施設において、児童の学習指導や交流などの育成活動を実施しました。

- ※関連事務事業
- ・青少年健全育成事業
 - ・美唄市青少年野外教育活動補助事業
 - ・美唄市子ども会育成連絡協議会支援事業
 - ・地域青少年指導対策補助事業
 - ・学校支援地域本部事業
 - ・放課後児童対策事業

主な活動状況・成果	
<p>ジュニアチャレンジスクール</p> <ul style="list-style-type: none">・「キッズアートスクール」 勾玉＆土器つくり 参加者：土器 10 人 勾玉 19 人・「コオーディネーショントレーニング事業」 参加者：市内全 3～4 年生 180 人・「キッズ・ダンス教室」 全 12 回 参加者 34 人・「キッズ漢字検定」 受験者数 62 人 <p>市内小中学校絵画・書道展</p> <p>2月7日～3月16日 出展数 307 点</p> <p>3地区青少年育成協議会への活動支援</p> <p>4地域青少年指導対策部会への活動支援</p> <p>青少年センター運営状況</p> <p>街頭指導日数 20 日 指導従事者延べ 50 人</p> <p>列車添乗指導日数 5 日 指導従事者延べ 6 人</p> <p>児童館利用状況</p> <p>開館日数 294 日 利用者数 一般児童 14 人</p> <p>学校支援地域本部事業</p> <p>登録ボランティア数 個人 82 人 団体 4</p> <p>水泳授業やスキー授業等へボランティアを派遣 派遣者数延べ 487 人（夏期 165 人、冬期 322 人）</p> <p>放課後児童施設利用状況</p> <p>東小学校区 延べ 7,651 人</p> <p>中央小学校区 延べ 13,916 人</p>	<p>地域全体による活動の推進</p> <p>学校、家庭、地域の連携・協力による地域ぐるみの青少年の健全育成</p> <p>関係団体への支援</p> <p>子ども会育成連絡協議会など青少年育成団体の活動支援</p> <p>学校ボランティアの確保</p> <p>学校の教育活動を地域全体で支援する「学校支援地域本部事業」の学校ボランティアの確保</p> <p>関係機関との連携強化</p> <p>青少年センターにおける関係機関・団体との連携強化と活動の充実</p> <p>放課後児童施設の環境改善、施設内の環境改善</p>

生涯学習活動の充実

<現状・これまでの取組>

- ・「第3次生涯学習推進計画・前期基本計画」に基づき、各施策の充実に努めました。
- ・市民の皆さんのが地域に根ざし生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに活かせるよう「びばい市民力レッジ」を開講いたしました。
- ・地域資源を活用した美唄の歴史・文化の保全と活用について、市民学習グループを創設し、美唄の歴史、文化の掘り起こし、次世代に伝える「地域学・美唄学」の取組を進めました。

※関連事務事業

- ・生涯学習事業
- ・南美唄コミュニティセンター管理運営事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>びばい市民力レッジ 9月25日～10月16日 4講座 受講者延べ81人 教養講座「認知症があっても安心して歩けるまちをめざして」 教養講座「19世紀 空知のアイヌ史」 施設見学「ウポポイ施設見学」 体験講座「木工3Dパズルをつくろう」 二十歳を祝う会 1月12日 出席者94人/135人(69.63%) 元北海道日本ハムファイターズ岩本勉氏による講演 南美唄コミュニティセンター利用状況 開館日数 294日 利用者数 3,201人</p>	<p>生涯学習機会の充実 市民力レッジの実施や講演会など、学習機会の充実と各種学習情報の提供 学んだ成果を活かす環境づくり 生涯学習の成果を活かす仕組みやまちづくりと連動した仕組みの検討</p>

文化芸術の振興（市民会館・公民館、安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄）

<現状・これまでの取組>

- ・文化事業の充実に向け、市民文化祭の開催、サークルの支援や育成などに努めました。
- ・芸術文化の鑑賞や生涯学習活動の場となる市民会館・公民館については、指定管理者により、効率的な管理運営が行われました。
- ・安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の彫刻作品を中心とした特色ある施設の紹介を市内外に情報発信しました。
- ・指定管理者による自主事業として、写真展やこころを彫る授業などが行われました。

※関連事務事業

- ・公民館・市民会館管理運営事業
- ・安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄管理運営事業
- ・安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
市民文化祭 参加者数 総合展示 18 団体 149 人 舞台部門 16 団体 153 人 入場者数 624 人	施設利用者の拡大 利用者の増加に向けた取組み 施設の改修 施設の老朽化に伴う計画的な改修
文化講座実施 2講座 開講日数2日 受講者数43人 アルテピアッツア美唄利用状況 利用者数30, 423人	施設の維持管理 質の高い芸術空間として、維持管理していくための方策の検討 利用者の拡大 施設の利用増に向けた取組み N P Oとの連携強化 施設の管理運営、事業展開についての連携協力 学校教育での有効活用 小中学校での教育活動における活用方法の検討 アルテピアッツア美唄の美術館としての施設管理の充実

文化財等の保護

<現状・これまでの取組>

- ・有形無形文化財の保全に努めます。
- ※関連事務事業
- ・文化遺産保全事業
 - ・文化財保護事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
旧桜井家住宅利用状況～開館日数52日（5月から10月開館）入館者数151人	木造建築物の保護 旧桜井家住宅や屯田兵屋などの老朽化に伴う改修と適切な保存 S L の適切な保存 定期的な塗装等による保存活動 文化財・郷土史の活用 市民参画による利活用の検討

社会教育施設（旧東明駅舎）

<現状・これまでの取組>

- ・東明駅保存会との連携により、建物の維持管理や駅舎の公開を実施しました。

※関連事務事業

- ・文化財保護事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
施設の維持管理 東明駅保存会の支援	管理保存方法 文化財以外の歴史的建築物等の適切な管理保存方法の検討

社会教育施設（郷土史料館）

<現状・これまでの取組>

- ・学芸員を配置し、「地域学・美唄学」の拠点施設としての取組を進めました。
- ・「夏休み子ども映画」及び「なつかしの映画上映会」を開催し、視聴覚ライブラリーの利用促進を図りました。
- ・引き続き館内的一部を「休憩・資料閲覧・無料開放スペース」にし、市民の交流や休憩、観光客への情報提供の場として開放しました。

※関連事務事業   郷土史料館管理運営事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>郷土史料館利用状況</p> <p>開館日数 307 日</p> <p>利用者数 10,245 人（内訳：幼児 208 人、小中学生 1,979 人、一般 8,058 人）</p> <p>特別展「遺跡が語る空知の歴史展」 10月19日～11月24日</p> <p>企画展「永山竜樹選手オリンピックへの道」6月22日～8月18日</p> <p>「祝 永山竜樹選手 銅メダル獲得記念展」8月20日～8月22日</p> <p>「こども絵画展」12月7日～12月28日</p> <p>「新収蔵品展」令和7年2月28日～3月30日</p> <p>なつかしの映画 5月16日～3月27日の間 計13回</p> <p>子ども映画会 7月26日・8月3日の間 計2回</p>	<p>利用者の拡大</p> <p>地域学・美唄学の歴史学習の拠点施設としての活用促進</p> <p>施設の改修</p> <p>老朽化に伴う改修</p> <p>施設の在り方の検討</p> <p>運営形態や利用者へのサービス向上についての検討</p> <p>休憩・資料閲覧・無料開放スペースの周知方法の検討</p>

社会教育施設（図書館）

<現状・これまでの取組>

- ・幼児期に本に親しむ環境をつくるためブックスタート事業として、7か月健診児・3歳児とその保護者に絵本を贈りました。
- ・子どもの読書活動を支援するため、保育所や放課後児童施設などへ絵本等の配本を行いました。
- ・児童生徒の読書活動の推進を図るため、各小中学校への配本を行いました。
- ・ボランティアの協力を得て、「おはなしの会」などの読み聞かせを行いました。
- ・市民の学習や読書意欲に応えるため、図書資料の提供と資料調査・事項調査などのレンタルサービスを行いました。
- ・図書館資料への興味と関心を喚起するため、特定のテーマを設定し、各種の展示会を開催しました。
- ・小学生に向けに、美唄出身の児童文学作家後藤竜二さんの作品を読み継ぎ、読書活動を推進するため、読書感想文コンクールを実施しました。
- ・移動図書館車を活用し、巡回による図書サービスの向上に努めました。

※関連事務事業   図書館管理運営事業
 図書館整備事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>図書館利用状況 開館日数日 284 日 利用者数 10,431 人 総貸出冊数 52,467 冊 年間総購入冊数 2,919 冊 ブックスタート (7か月健診児親子) 配布数 40 組 ブックスタート (3歳児親子) 配布数 56 組 おはなしの会 35 回 参加者数 43 組 121 人 後藤竜二作品読書感想文コンクール 応募作品数 40 点 表彰児童数 3 人 こどもの読書週間特別展示 4月 23 日～5月 10 日 平和図書コーナー 8月 2 日～8月 15 日 読書週間特別展 10月 26 日～11月 10 日 テーマ「読書の愉しみ～秋深し 隣は何を・・・」 リサイクルブックフェア 11月 16・17 日 ミニコーナー展示 6 回</p>	<p>図書館の利用促進 利用促進に向けた図書資料の充実 と利用しやすい環境の整備 読書習慣の定着 子どもの読書活動推進のための読み聞かせボランティアの育成と活動の促進 後藤竜二作品の読み継ぎ 後藤竜二作品の周知と読書活動の推進のため後藤竜二作品読書感想文コンクールの継続 地域資料の整理 郷土史料館、行政資料室等との連携強化</p>

生涯スポーツの振興

<現状・これまでの取組>

- ・「スポーツ健康都市宣言」の推進を図るため、すべての市民が健康でいきいきと暮らすことができるよう、スポーツ推進委員や美唄市スポーツ協会と連携して、市民スポーツ祭のほか各種大会・教室を開催し、スポーツへの関心を高めるなど、スポーツ振興や体力・健康つくりに取り組みました。
- ・スポーツ少年団の育成支援を通して、子どもたちの体力向上や競技力の向上を図りました。

※関連事務事業

- ・スポーツ少年団育成補助事業
- ・スポーツ大会・教室開設事業
- ・保健体育管理事務

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>スポーツ少年団への支援</p> <p>加盟団体数 7団体</p> <p>登録指導者数 29人</p> <p>加盟団員数 137人</p> <p>市民スポーツ祭 10月12日～10月14日 (体育施設の無料開放)</p> <p>スポーツ大会開催状況</p> <p>ピパオイヘルシーロードレース、アルペンスキー大会、 クロスカントリースキー大会、クライミングフェスタなど</p> <p>学校施設開放状況</p> <p>利用者数 10,354人</p> <p>総合型地域スポーツクラブで推進する競技の普及</p> <p>カラダづくり教室 34人</p> <p>ちょこ美(ちょこっと美しく)教室 54人</p> <p>あそびば教室 79人</p>	<p>少年スポーツの振興</p> <p>各スポーツ少年団の育成、強化及び各団体間の連携支援</p> <p>スポーツ振興に向けた活動促進</p> <p>スポーツ推進委員及び美唄市スポーツ協会との連携強化と活動促進</p> <p>軽スポーツの普及・促進</p> <p>軽スポーツの普及・促進に取り組む総合型地域スポーツクラブの活動の活性化</p>

スポーツ施設（美唄市営野球場、美唄市営陸上競技場、サン・スポーツランド美唄・美唄市営弓道場）

<現状・これまでの取組>

- ・屋外スポーツ施設については、指定管理者により、効率的な施設の管理運営が行われました。
- ・サン・スポーツランド美唄テニスコート周辺の整備と美唄市営野球場の排水設備の改修を行いました。
- ・美唄市営弓道場トイレの内部を改修しました。

※関連事務事業

- ・体育施設管理運営事業
- ・体育施設整備事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>各施設利用状況</p> <p>野球場 3,708人</p> <p>陸上競技場 252人</p> <p>弓道場 1,114人</p>	<p>施設・設備の改修</p> <p>老朽化に伴う施設・設備の改修整備</p> <p>施設サービスの向上</p> <p>サービスの向上に向けた指定管理者との</p>

サン・スポーツランド美唄 8,256人 各施設整備状況 サン・スポーツランド美唄テニスコート周辺工事 市営野球場排水設備改修工事 弓道場トイレ内部改修	連携強化
---	------

スポーツ施設（美唄市営温水プール）

＜現状・これまでの取組＞

- ・温水プールについては、指定管理者により、効率的な施設の管理運営が行われました。
- ・指定管理者による自主事業として、各種水泳教室が開催され、水泳の普及と市民の健康づくりが進められました。
- ・温水プール非常用放送設備等の更新工事を行いました。
- ・温水プールアリーナ・一般室系統還風機の修繕を行いました。
- ・温水プールの照明設備を LED 照明に改修しました。

※関連事務事業  ①温水プール管理運営事業

②温水プール整備事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題
<p>指定管理者による自主事業数 17事業 参加者数延べ 10,025人</p> <p>温水プール利用状況 開館日数 292日 利用者数 一般 4,403人、教育活動 1,235人、水泳教室 10,025人 合計 15,663人</p> <p>整備状況 防災アンプ他更新修繕 温水プールアリーナ・一般室系統還風機修繕 温水プール照明設備改修工事</p>	<p>施設・設備の改修 老朽化に伴う施設・設備の改修整備</p> <p>施設サービスの向上 サービスの向上に向けた指定管理者との連携強化</p>

スポーツ施設（美唄市体育センター）

＜現状・これまでの取組＞

- ・平成 26 年度から旧北海道美唄工業高等学校の体育館を北海道教育委員会から借用し、市の施設として供用開始をし、平成 27 年度には、屋内男女の各トイレ、多目的トイレ、事務室及び屋外スロープ等を設置しました。また、平成 28 度にはボルタリングウォールを増設し、令和 5 年度にはリードウォールを増改築しました。
- ・ボルダリングウォールのマットを修繕しました。
- ・クライミングウォールを安全に管理するために垂直昇降型高所作業車を購入しました。

※関連事務事業  ①体育センター管理運営事業

主な活動状況・成果		今後に向けた課題																										
体育センター利用状況		施設・設備の改修																										
開館日数 306日		・体育センターの外構整備（駐車場、外周フェンス等）																										
利用者数		・夏季の暑さによる熱中症対策																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスケットボール</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>バレー・ボーラー</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>卓球</td> <td>763</td> </tr> <tr> <td>ミニバレー・ボーラー</td> <td>902</td> </tr> <tr> <td>バドミントン</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>クライミング</td> <td>5,674</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>744</td> </tr> <tr> <td>空手</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>カローリング</td> <td>1,052</td> </tr> <tr> <td>弓道</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,696</td> </tr> </tbody> </table>		種別	人数（人）	バスケットボール	170	バレー・ボーラー	176	卓球	763	ミニバレー・ボーラー	902	バドミントン	847	クライミング	5,674	剣道	744	空手	181	カローリング	1,052	弓道	0	その他	187	合計	10,696	
種別	人数（人）																											
バスケットボール	170																											
バレー・ボーラー	176																											
卓球	763																											
ミニバレー・ボーラー	902																											
バドミントン	847																											
クライミング	5,674																											
剣道	744																											
空手	181																											
カローリング	1,052																											
弓道	0																											
その他	187																											
合計	10,696																											
整備状況																												
ボルタリングマット修繕																												
垂直昇降型高所作業車購入																												

スポーツ施設（美唄市総合体育館）

＜現状・これまでの取組＞

- ・指定管理者により、効率的な施設の管理運営が行われました。
- ・指定管理者の自主事業が実施され、市民の健康つくりの取組が進められました。
- ・総合体育館屋上の防水改修工事を行いました。
- ・総合体育館の監視カメラ一部を修繕しました。
- ・ランニングマシンを1台更新しました。
- ・利用者の熱中症予防のため気化式冷風機3台を購入しました

※関連事務事業  ①総合体育館管理運営事業

②総合体育館整備事業

主な活動状況・成果	今後に向けた課題																																		
指定管理者による自主事業数 3事業（ピラティス、リフレッシュヨガ、ゆるやかヨガ 参加者数 延べ776人）	施設・設備の改修 ・老朽化に伴う施設・設備の改修整備 ・夏季の暑さによる熱中症対策																																		
総合体育館利用状況 開館日数 301日 利用者数	施設サービスの向上 サービスの向上に向けた指定管理者と連携強化																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>人数（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>バスケットボール</td><td>13,682</td></tr> <tr><td>バレーボール</td><td>2,038</td></tr> <tr><td>卓球</td><td>5,987</td></tr> <tr><td>ミニバレーボール</td><td>192</td></tr> <tr><td>バドミントン</td><td>6,082</td></tr> <tr><td>柔道</td><td>3,091</td></tr> <tr><td>剣道</td><td>389</td></tr> <tr><td>空手</td><td>420</td></tr> <tr><td>ソフトテニス</td><td>1,890</td></tr> <tr><td>フットサル</td><td>2,397</td></tr> <tr><td>テニポン</td><td>1,918</td></tr> <tr><td>ヨガ</td><td>494</td></tr> <tr><td>テニス</td><td>149</td></tr> <tr><td>トレーニング</td><td>5,458</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9,550</td></tr> <tr><td>合計</td><td>53,737</td></tr> </tbody> </table>	種別	人数（人）	バスケットボール	13,682	バレーボール	2,038	卓球	5,987	ミニバレーボール	192	バドミントン	6,082	柔道	3,091	剣道	389	空手	420	ソフトテニス	1,890	フットサル	2,397	テニポン	1,918	ヨガ	494	テニス	149	トレーニング	5,458	その他	9,550	合計	53,737	
種別	人数（人）																																		
バスケットボール	13,682																																		
バレーボール	2,038																																		
卓球	5,987																																		
ミニバレーボール	192																																		
バドミントン	6,082																																		
柔道	3,091																																		
剣道	389																																		
空手	420																																		
ソフトテニス	1,890																																		
フットサル	2,397																																		
テニポン	1,918																																		
ヨガ	494																																		
テニス	149																																		
トレーニング	5,458																																		
その他	9,550																																		
合計	53,737																																		
整備状況 総合体育館屋上防水改修工事 監視カメラ一部修繕 ランニングマシン1台更新 気化式冷風機3台購入																																			

事務の点検・評価に関する外部有識者（評価員）の意見

-はじめに-

本年度は、予定されていた事業計画どおり、社会教育活動が実施されておりました。コロナ禍によって、以前のような活動状況まで回復するには時間がかかるものと推察しておりましたが、思いのほか活発に取り組まれている様子を拝見するたびに、皆様の社会教育活動に対するひたむきさと社会教育活動が本来持っている底力のようを感じた次第です。このような感想を胸に抱きながら、いくつか意見を記載せて頂きます。

【青少年の健全育成】

<ジュニアチャレンジスクール>

キッズを対象とした事業が実施できたことは、子どもたちの成長過程にとって貴重な機会になつたのではないでしょうか。今後は、より多くの子どもたちに事業への参加を促す仕掛け(インセンティブ)が必要なのではないでしょうか。そのアイデアは子どもたちから発信して頂くのも良いのかもしれません。

<学校支援地域本部事業>

登録ボランティアの皆様が学習、水泳、スキー授業などサポートされている取り組みに感謝申し上げます。すばらしい取り組みであると評価しております。今後、教職員の皆様の多忙な状況、ボランティア登録や調整も大変なことと推察しておりますが、これからもこの事業が持続・発展することを大いに期待しております。

【生涯学習活動】

びばい市民カレッジでは、誰もが関心のあるテーマ「認知症があっても安心して歩けるまちをめざして」「空知のアイヌ史」「ウポポイ施設見学」等を事業として取り上げて頂いたことを評価いたします。市民の興味関心がどこにあるかキャッチすることは難しいのですが、これからも市民の皆様の学びたいという学習ニーズの把握と地域に密着したテーマはもちろんのこと、これからまちの未来像を描くことのできる人材の育成、仕組みづくりに必要となるテーマについて検討して頂きたい。

【文化財の保護】

<旧桜井家住宅・屯田兵屋等>

この間、文化財の保全については、老朽化に伴う改修と適切な保存が課題になっております。この課題に対して、本市として歴史的建造物や歴史的に貴重な器具類をどのように保全しようとしているのか、わがまちの歴史的文化財に対する姿勢や歴史観が問われているのではないかと感じております。

【社会教育施設】

<旧東明駅舎>

ボランティア団体である東明駅保存会の皆様のご努力に感謝申し上げます。私自身、その取り組みへの情熱と地域愛に力を頂いております。道道美唄富良野線の開通以降、多くの皆様が見学に来られております。今後、旧東明駅舎の価値が多くの方に伝わることを期待しております。また、その建造物を支える人材や活動財源の不足が課題になっております。やはり文化財の老朽化に伴う改修と適切な保存のほか、東明保存会への支援について十分検討して頂きたい。

<郷土史料館>

本市の歴史を肌で感じる「地域学・美唄学」の拠点施設として、工夫を凝らした特別展・企画展が開催されておりました。今後、多くの皆様をはじめ、地域(炭鉱)の研究を目的として活用頂ける学習拠点となることを期待しております。前回も記載しましたが、市民からは「常設展示の内容が毎年変わり、特別展示の内容もタイムリーで興味をそそられるものが用意されていて、見に行くことが楽しみです」という声を頂いております。

特別展「遺跡が語る空知の歴史展」、企画展「永山竜樹選手オリンピックへの道」「祝永山竜樹選手銅メダル獲得記念展」「こども絵画展」「新収蔵品展」のほか、「夏休み子ども映画」

「なつかしの映画」を視聴覚ライブラリーで上映するなど、広範な市民の皆様に利用して頂ける学びに役立つ郷土史料館づくりに感謝申し上げます。これからも高度な専門性のある学芸員を配置する社会教育施設として、広く皆様に美唄の歴史的な魅力を発信して頂きたい。

事務の点検・評価に関する外部有識者（評価員）の意見

<図書館>

日頃図書館を利用していない皆様に来館して頂くための様々な工夫に感謝申し上げます。後藤竜二作品読書感想文コンクールでは、40点もの応募があり、コンクールに対する関心の高さを感じました。その審査を社会教育委員として務めさせて頂きましたが、小学生の皆様の読書に対する姿勢と感性を感じる機会になりました。これからも地道な事業運営と指定管理者ならではの工夫と新たな取り組みに期待しています。今後、早い年代から様々な作品や図書への興味関心が広がることを大いに期待しています。

- おわり -

まず教育委員会事務局並びに関係者の皆様の社会教育活動に対する並々ならぬご努力に感謝申し上げます。コロナ禍によって、以前のような状況まで回復するものなのか心配しておりましたが、思いのほか市民の皆様が活発に活動されているお姿に安堵する思いです。社会教育活動の推進や充実が地域づくりやまちづくりの指標になるものと考えております。今後、本市においても高齢者の増加が見込まれるなか、社会教育活動が活発になり、子どもたちばかりではなく高齢者も元気にイキイキと過ごされている日常を思い描くとともに、一市民としてもその実現に取り組んで参りたいと思います。

事務の点検・評価に関する外部有識者（評価員）の意見

【生涯スポーツの振興】

スポーツ健康都市宣言の推進を図るため、各スポーツ団体と連携しながら多くの大会や教室が開催され、市民の体力・健康づくりが推進されており、関係者皆様の不断の努力に敬意と感謝を申し上げます。

また、スポーツ少年団の育成支援を通じて、スポーツ少年団本部の加盟団体・団員数の増加や、地域スポーツクラブとの連携による運動教室の展開が図られるとともに、スポーツ振興のために採用した地域おこし協力隊と連携した教室の開催や子どもたちの運動神経を高めるコーディネーショントレーニング教室を継続して行うなど、様々な事業展開によりスポーツ健康都市宣言の推進及び子どもたちの体力向上や育成が図られ、生涯スポーツの振興が進められており評価できます。

今後もスポーツ大会や基礎体力向上を目的とした教室の開催など、子どもから高齢者までが運動やスポーツを楽しみ、すべての市民が健康でいきいきと暮らすことができるような事業展開を期待するとともに、各スポーツ団体との連携強化や地域スポーツクラブの活性化を進めながらスポーツを振興するうえで必要な職員を育成するなど市民の健康体力づくりのために力強い取り組みをお願いします。

【スポーツ施設】

（美唄市営野球場、美唄市営陸上競技場、サン・スポーツランド美唄）

テニスコートの継続した整備や野球場の排水機能を向上させるため、暗渠管の増設と排水管を更新するなど、利用者の意見を聞きながら必要な改修が行われていることは大変評価できます。

しかし、他の施設に比べ老朽化が著しい陸上競技場やサッカーグラウンドの整備が進んでいないことから、今後は陸上競技場やサッカーグラウンドの整備を進めることを希望します。

また、屋外スポーツは冬期間の活動が制限されることから、すべての市民が健康でいきいきと暮らすことができるよう、災害時の宿泊可能な施設や合宿施設としての機能を兼ね備えた屋内運動施設の整備を計画してください。

（美唄市営温水プール）

照明のLED化や非常用放送設備の更新など、計画的な施設の改修が進められており評価できます。

また、学校の水泳授業を行う市内唯一の重要な施設ですので、老朽化等で授業ができなくなるよう計画的に大規模な改修に取り組んでください。

（美唄市体育センター）

オリンピックの正式競技になったクライミング競技の国民スポーツ大会北海道予選会が開催されるなど、道内有数のクライミングウォールと認識され多くの大会が開催されていることは大変評価できます。

また、市民にもクライミングの人気が年々高まっており、引き続き体験会の開催や少年団組織の育成など継続的な取り組みを期待します。

なお、近年の猛暑に対応するため、冷房設備などの設置を進め、熱中症対策などの暑さ対策に取り組んでください。

（美唄市総合体育館）

屋上防水改修工事やトレーニング機器の計画的な更新など大変評価できます。

また、利用者からはとても使いやすい施設と高評価を受けておりますが、改修整備が進み全道規模の大会が数多く開催されることから駐車場が飽和状態となっているため、駐車場の拡張整備を進めるとともに、災害時の避難所機能を併せ持つことから、併設した屋内運動場の整備を食料備蓄倉庫や支援物資の集積所としての機能を兼ね備えた施設整備に取り組んでください。

令和 7 年度

美唄市教育委員会の活動状況
に 関 す る 点 検 ・ 評 価

【資料編】

令和6年度美唄市教育委員会の活動状況

(1) 美唄市教育委員会議の開催状況

回数	開催日	件数	議件番号	議件名
8 定例	R6.4.22	13	議案第10号	美唄市就学援助規則一部改正の件
		14	議案第11号	美唄市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正の件
		15	議案第12号	美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正の件
		16	議案第13号	美唄市学校給食センター設置条例施行規則一部改正の件
		17	その他1	美唄市教育委員会事務局処務規程及び美唄市教育委員会財務規程の一部改正について
9 定例	R6.5.20	18	議案第14号	美唄市学校給食運営委員会委員委嘱の件
		19	議案第15号	社会教育委員委嘱の件
		20	議案第16号	公民館運営審議会委員委嘱の件
		21	その他1	美唄市民会館運営審議会委員委嘱について
10 定例	R6.6.24	22	その他1	令和6年第2回市議会定例会一般質問について
11 定例	R6.7.30			美唄市立小中学校大規模改修工事・部活動拠点校視察
12 定例	R6.8.26	23	議案第17号	令和6年度全国学力・学習状況調査結果の公表の件
		24	議案第18号	令和7年度に使用する小中学校用教科用図書採択の件
13 定例	R6.9.25	25	その他1	令和6年第3回市議会定例会一般質問について
14 定例	R6.10.21	26	その他1	令和6年度美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価について
15 定例	R6.11.18	27	議案第19号	令和6年度美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書提出の件
16 臨時	R6.11.27	28	報告第1号	いじめ事案の報告について
17 定例	R6.12.19	29	議案第20号	教職員の働き方改革アクション・プラン(第3期)策定の件
		30	議案第21号	令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表の件
		31	その他1	令和7年度教育行政執行方針骨子について
		32	その他2	令和6年度第4回市議会定例会一般質問について
1 定例	R7.1.27	2	議案第1号	いじめ問題審議会委員委嘱の件
2 定例	R7.2.17	6	その他1	令和6年度当初予算要求の状況について(教育委員会分)
		議案第2号	令和7年度美唄市教育行政執行方針(案)	
		議案第3号	令和7年度教育委員会予算(案)	
		議案第4号	美唄市の部活動の在り方に関する方針の改正の件	
		議案第5号	社会教育委員委嘱の件	
		議案第6号	公民館運営審議会委員委嘱の件	
		その他1	美唄市民会館運営審議会委員委嘱について	
3 臨時	R7.3.24	1	議案第7号	美唄市教育委員会事務局職員人事の件
4 定例	R7.3.26	5	議案第8号	美唄市スポーツ推進委員委嘱の件
			議案第9号	美唄市就学援助規則の一部改正の件

回数	開催日	件数	議件番号	議件名
			議案第10号 議案第11号 その他 1	美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件 学校施設開放事業に関する規則の一部改正の件 令和7年第1回市議会定例会一般質問について

(2) 条例・規則の制定・改廃状況

(ア) 教育関係条例 (改正0件)

なし

(イ) 教育委員会規則 (改正7件)

規則番号	公布年月日	施行年月日	題名
1	R6. 4. 1	R6. 4. 1	美唄市就学援助規則の一部を改正する規則
2	R6. 4. 1	R6. 4. 1	美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則
3	R6. 4. 1	R6. 4. 1	美唄市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則
4	R6. 4. 1	R6. 4. 1	美唄市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則
5	R7. 3. 31	R7. 4. 1	美唄市就学援助規則の一部を改正する規則
6	R7. 3. 31	R7. 4. 1	美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部を改正する規則
7	R7. 3. 31	R7. 4. 1	学校施設開放事業に関する規則の一部を改正する規則

(ウ) 教育委員会訓令 (改正1件)

訓令番号	制定年月日	施行年月日	題名
2	R6. 4. 1	R6. 4. 1	美唄市教育委員会事務局処務規程及び美唄市教育委員会財務規程の一部を改正する規程

(3) 審議会等の審議状況

審議会等の名称	委員数	開催日	審議事項
社会教育委員会議	10	R6. 9. 26	令和5年度社会教育事業報告について 令和6年度社会教育事業計画について 第3回美唄市立図書館を使った調べる学習コンクールの審査員について 第14回後藤竜二作品読書感想文コンクールの審査員について
		R7. 3. 25	令和6年事業報告及び令和7年度事業計画(案)について 社会教育委員とは(社会教育委員の立場説明)
美唄市青少年問題協議会 (美唄市青少年問題協議会委員 及び同専門委員合同会議)	25	R6. 10. 3	令和5年度青少年問題協議会事業報告 令和5年度青少年育成事業報告 美唄市青少年育成基金運営状況 青少年非行の概況 令和6年度青少年問題協議会事業計画 令和6年度青少年育成事業計画
(美唄市青少年有害環境浄化モニター会議)	(7)	R6. 7. 19	令和5年度第2回美唄市青少年有害環境浄化モニター巡回視察 (協力要請行動) 結果 令和6年度美唄市青少年センター事業について 巡回視察と環境浄化協力要請行動実施要項について
		R6. 11. 6	令和6年度第1回美唄市青少年有害環境浄化モニター巡回視察 (協力要請行動) 結果 令和6年度上期青少年センター事業報告について 巡回視察と環境浄化協力要請行動実施要項について
(美唄市青少年問題協議会常任委員会)	(6)	R6. 12. 5	令和6年度青少年育成功績者表彰被表彰者の選考について 令和6年度優良青少年表彰被表彰者の選考について
(美唄市青少年センター運営委員会)	(7)	R6. 11. 26 (書面会議)	令和6年度上期事業の報告 生徒指導情報集 有害環境浄化モニターによる協力要請行動報告
		R7. 2. 20	令和6年度青少年センター事業報告 令和6年度美唄警察署管内少年補導の状況
			令和6年度青少年センター事業(案)について
(美唄市青少年育成基金運営委員会)	(6)	R6. 11. 29	令和6年度事業の取組状況について 基金運営状況について 令和7年度事業の取組について

(4) 教育長出席会議・行事等

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月 31日

開催月日	会議・行事等	場所
【4月】		
4月 1日	美唄市職員異動辞令交付式 美唄市立小中学校転入教職員辞令伝達式	教育長室ほか 市民会館
5日	市内小中学校入学式	市内各小中学校
8日	美唄尚栄高校入学式	美唄尚栄高校
9日	美唄聖華高校入学式 感謝状贈呈式(美唄設備協会)	美唄聖華高校 市長応接室
11日	第1回空知管内市町教育委員会教育長会議 第1回北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会	空知合同庁舎(岩見沢市) 空知合同庁舎(岩見沢市)
12日	令和6年度美唄商工会議所青年部総会	GOLF5 カントリー美唄コース
16日	第1回青少年指導員・専任指導員会議	市長会議室
18日	学校視察(中央小学校5年生 「農業科」の授業) 美唄市教育研究協議会	中央小学校 中央小学校
	美唄市特別支援学級設置校連絡協議会総会	中央小学校
20日	市立美唄病院落成式	市立美唄病院
21日	美唄文化連盟総会	市民会館
22日	第8回教育委員会議 令和6年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会(オンライン開催)	教育委員室 教育長室
	美唄市スポーツ推進委員委嘱状交付	市長会議室
24日	令和6年度美唄森と緑の会総会	市長会議室
26日	美唄市PTA連合会総会	市民会館
30日	感謝状贈呈式((株)大野小木) 「除菌ハンディウェットティッシュ」の寄贈式(株)ミウラ商会	市長応接室 教育長室
【5月】		
5月 9日	空知教育局長教育委員会訪問	教育長室
15日	令和6年度北海道都市教育長会春季定期総会(~16日)	苫小牧市
17日	「アスパラ」の寄贈式並びに感謝状贈呈式(JAびばい)	市長応接室
20日	第9回教育委員会議	教育委員室
26日	宝塚歌劇団OG劇場「百花繚乱」	市民会館
27日	空知管内コンプライアンス確立月間に係る会議 美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会定期総会	教育長室 大会議室
	美唄市学校支援地域本部事業実行委員会	教育委員室
28日	学校職員人事評価面談	教育長室
31日	東中学校体育大会 タバコに関する子どもメッセージ表彰式	陸上競技場 コアビバイ
【6月】		
1日	中央小学校運動会	各小学校

開催月日	会議・行事等	場所
4日	令和6年第2回市議会定例会(～13日) 美唄中学校体育祭	議場ほか 美唄中学校
7日	第1回北海道公立学校情報機器整備共同調達会議(オンライン)	教育長室
13日	辞令交付	空知教育局(岩見沢市)
14日	表敬訪問(空手の全国大会出場報告)	教育長室
18日	パリオリンピック柔道男子60kg級日本代表 永山竜樹選手壮行会	総合体育館
20日	感謝状贈呈式(永井電機(株))	市長応接室
21日	学力向上プロジェクト会議	教育委員室
22日	美唄森と緑の会花の植栽会	美唄富良野線沿道
23日	第31回ファミリーサイクリング 美唄 美唄駐屯地創立47周年並びに第二地対艦ミサイル連隊創隊32周年記念式典・記念会食	市役所 美唄駐屯地
24日	第10回教育委員会議	教育委員室
26日	学校等視察訪問	美唄中学校・中央小学 i
27日	叙位伝達	岩見沢市
28日	中村桂子氏美唄市農業科出前授業及び懇談会	東小学校・アルテピアツツア美唄
29日	中村桂子氏講演会	札幌市
【7月】		
7月1日	美唄地区適応指導教室運営委員会	教育委員室
2日	学校等視察訪問	東小学校・東中学校・美唄尚栄高校
6日	美唄尚栄高校第13回尚栄祭	美唄尚栄高校
12日	令和6年度第2回空知管内市町教育委員会教育長会議(オンライン会議)	教育長室
16日	高齢者叙勲伝達 令和6年度第1回南空知市町教育長会定例会議	岩見沢市 由仁町
18日	感謝状贈呈式(共立道路株式会社)	市長応接室
19日	蘭越町教育委員会による行政視察	市長会議室
22日	東中学校中体連壮行会	東中学校
24日	第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会	深川市
24日	第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会(オンライン会議)	教育長室
25日	美唄中学校中体連壮行会	美唄中学校
26日	第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会(オンライン会議)	教育長室
27日	パリオリンピック柔道男子60kg級 パブリックビューイング	総合体育館
29日	令和6年第1回美唄市部活動の地域移行検討協議会 第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会	大会議室 深川市
30日	第11回教育委員会議	東小学校・美唄中学校
31日	第2回北海道公立学校情報機器整備共同調達会議(オンライン)	教育長室
【8月】		
8月1日	辞令交付式(令和6年8月1日付採用職員) ほっかいどう笑顔をつなぐリレープロジェクト 夏休み「出張授業」視察	市長応接室 市民会館
4日	令和7年度北海道公立学校教員採用候補者選考第二次検査	岩見沢市

開催月日	会議・行事等	場所
6日	令和6年度臨時空知管内市町教育委員会教育長及び校長会議（オンライン）	教育長室
7日	感謝状贈呈式（美唄輸送事業協同組合）	市長応接室
	令和6年度北海道歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール	大会議室
8日	表敬訪問（全国中学校体育大会出場報告）	市長会議室
	倉庫寄席 in 美唄	ライトワーク演劇倉庫
9日	夏休みこども昼食会	児童館
	表敬訪問（倉庫寄席 in 美唄開催の挨拶）	市長応接室
16日	表敬訪問（陸上の全国大会出場報告）	市長応接室
19日	高齢者叙勲伝達	岩見沢市
20日	夏休みこども昼食会 空知管内学びのDX特別研修会（オンライン） 表敬訪問（パリオリンピック柔道60kg級代表 永山選手オリンピック出場報告）	東小学校放課後児童施設 教育長室 市長応接室
21日	学校職員永年勤務者表彰伝達式（～30日）	教育長室
22日	令和6年度北海道都市教育委員会連絡協議会定期総会（～23日）	北見市
26日	第12回教育委員会議	教育委員室
27日	北海道イエロースターズ・美唄ブラックダイヤモンズとの包括連携協定締結式	市民会館
30日	第1回おいしい給食推進委員会	東小学校
【9月】		
9月1日	第20回ピパオイカップ車いすバスケットボール大会閉会式	総合体育館
4日	令和6年第3回市議会定例会（～20日）	議場ほか
6日	美唄聖華高校戴帽式 美唄中学校学校祭	美唄聖華高校 美唄中学校
10日	感謝状贈呈式（奥弥工務店 クライミングハウスオックロック）	市長応接室
20日	秋の全国交通安全運動街頭啓発	美唄警察署
22日	第33回ピパオイヘルシーロードレース兼第29回美唄市ハーフマラソン大会	総合体育館
24日	令和6年度市町教育委員会特別支援教育連絡会議（オンライン）	教育長室
25日	第13回教育委員会議 市民力レッジ開講式	市長会議室 大会議室
26日	第1回社会教育委員会議	市長会議室
27日	東中学校学校祭	東中学校
30日	感謝状贈呈式（（株）岸本組）	市長応接室
【10月】		
10月1日	辞令交付式（令和5年10月1日付人事異動職員） 協定締結式	市長応接室 大会議室
4日	美唄市戦没者追悼式	総合体育館
5日	川染雅嗣ピアノリサイタル in アルテピアツツア美唄 vol.1	アルテピアツツア美唄
8日	学校職員人事評価面談	教育長室
9日	令和6年度空知管内公立小中学校教職員人事推進会議及び女性教職員活躍推進会議（オンライン）	教育長室
13日	美唄市文化連盟祭「おっちゃんこ祭」	市民会館

開催月日	会議・行事等	場所
14日	Bibai スポーツフェスティバル 2024 市民カレッジ閉講式	総合体育館
15日	市政功労者表彰審議会	市長会議室
16日	市民カレッジ閉講式	美唄尚栄高校
17日	令和6年度美唄市地域安全大会	総合体育館
18日	令和6年度美唄養護学校小・中学部学習発表会	美唄養護学校
19日	東小学校学習発表会 美唄湿原フォーラム 2024	東小学校 市民会館
21日	第14回教育委員会議	市長会議室
23日	東中学校公開研究会	東中学校
26日	中央小学校学習発表会 プラダイ感謝祭 2024	中央小学校 ゴルフ5カントリー美唄コース
28日	感謝状贈呈式 ((株)当別舗道)	市長応接室
29日	美唄遺族会要望書提出	市長応接室
30日	空知教育センター組合教育委員会議	空知教育センター(滝川市)
31日	教育委員学校視察(11月8日)	市立小中学校ほか
【11月】		
11月1日	美唄市地域一斉参観日 NPO法人美唄市スポーツ協会要望書提出 空知教育懇談会	市立小中学校ほか 市長応接室 岩見沢市
3日	第72回美唄市民文化祭	市民会館
5日	学校職員当初人事1次協議	空知教育局(岩見沢市)
11日	第1回美唄市高校問題等対策協議会	市長会議室
13日	令和6年度北海道都市教育長会秋季定期総会	深川市
14日	東小学校公開研究会	東小学校
16日	パリオリンピック柔道60キロ級 永山竜樹選手凱旋報告会・柔道教室プログラム	総合体育館ほか
17日	美唄市防犯協会 ほくとくん美唄防犯少年柔・剣道体育大会 第33回 ホワイトコンサート	総合体育館 市民会館
18日	第15回教育委員会議	教育委員室
20日	市政功労者表彰式 美唄市職員勤続表彰式	大会議室 大会議室
22日	美唄市PTA連合会教育講演会	市民会館
23日	びばいクライミングフェスティバル 2024	体育センター
24日	JACOT(コオーディネーショントレーニング協会)認定普及員ライセンスセミナー 美唄市民合唱団 第34回定期演奏会	ピバの子保育園 市民会館
17日	令和5年度第4回指定管理者選定委員会 表敬訪問(第43回全道英語暗唱大会出場 美唄中3年生)	空知総合振興局(岩見沢市) ホテルサンプラザ(岩見沢市)
25日	学校職員当初人事面接(~12月1日)	各小中学校
26日	感謝状贈呈式(ユースフルシステム(株)庄野工業)	市長応接室
27日	第16回教育委員会議 令和6年度第1回美唄市総合教育会議	市長会議室 市長会議室

開催月日	会議・行事等	場所
28日	中央小学校公開研究会	中央小学校
29日	青少年育成基金運営委員会	市長会議室
30日	令和6年度美唄市立図書館を使った調べる学習コンクール表彰式 美唄市文化協会こども音楽フェスティバル	図書館 郷土史料館
【12月】		
12月2日	栄誉を称えて表彰式	市長応接室
3日	令和6年度第3回空知管内市町教育委員会教育長会議 空知管内市町教育委員会教育長会教育懇談会	空知合同庁舎(岩見沢市) 岩見沢市
4日	令和6年第4回市議会定例会(~13日)	議場ほか
7日	グリーン・ルネサンス推進事業シンポジウム	市民会館
11日	寄附受領(北海道観光社交事業協会美唄支部)	教育長室
13日	美唄市優良青少年表彰式及び美唄市青少年健全育成功績者表彰式	市長会議室
16日	令和6年度3年次総合的な探究の時間「探究学習」報告会	美唄尚栄高校
17日	感謝状贈呈式((株)砂子組) 感謝状贈呈式(永井電機(株))	市長応接室 市長応接室
18日	感謝状贈呈式((株)共立道路)	市長応接室
19日	第14回教育委員会議	教育委員室
15日	空知管内学校における働き方改革推進会議(オンライン会議) 感謝状贈呈式(北有建設株式会社)	教育長室 市長応接室
	感謝状贈呈式(令和5年12月23日付退任教育委員)	市長応接室
18日	辞令交付式(令和5年12月24日付選任教育委員)	市長応接室
19日	第17回教育委員会議 辞令交付式(令和6年12月19日付選任教育委員)	教育委員室 市長応接室
28日	仕事納めの式	議場
【1月】		
6日	仕事始めの式 美唄市新年交礼会	議場 市民会館
11日	一般社団法人美唄青年会議所2025年度新年交礼会	市民会館
12日	令和7年美唄市二十歳を祝う会	市民会館
13日	第40回南空知子ども会親睦かるた大会	総合体育館
25日	後藤竜二読書感想文コンクール表彰式	図書館
27日	第1回教育委員会議	教育委員室
30日	空知教育センター組合教育委員会議	空知教育センター(滝川市)
31日	令和7年度一般教職員当初人事2次協議(オンライン)	教育長室
【2月】		
2月10日	絵本寄贈式(美唄建設業協会)	教育長室
13日	令和7年度空知管内教育推進の重点に係る会議(オンライン)	教育長室
17日	第2回教育委員会議	教育委員

開催月日	会議・行事等	場所
20日	令和6年度青少年センター運営委員会	教育委員室
21日	「ランドセルカバー」の寄贈式（コープさっぽろ）	教育長室
25日	学校視察（給食試食会）	東小学校
26日	学校職員人事評価面談	教育長室
27日	高齢者叙勲伝達（元南美唄中学校長）	札幌市
28日	「感謝状贈呈式（（株）環商事）	市長応接室
【3月】		
1日	美唄聖華高校専攻科看護科第52回修了証書授与式	美唄聖華高校
3日	令和7年第1回市議会定例会（～19日）	議場ほか
	表敬訪問（清武館空手全国大会出場報告）	市長応接室
4日	「新入学児童用防犯ブザー」の寄贈式（（株）岸本組）	教育長室
	感謝状贈呈式（道央配管工業（株））	市長応接室
12日	東中学校卒業式	東中学校
23日	ナスタ レース ユース ドリームグランプリ表彰式	美唄国設スキー場
24日	第3回教育委員会議	
25日	「小学校授業用補助教材」の寄贈式（美唄市農業協同組合）	教育長室
	社会教育会議	体育センター
26日	第4回教育委員会議	教育委員室
27日	中央小学校・美唄中学校PTA要望書提出	市長応接室
	感謝状贈呈式（広瀬建設（株）近藤建設（株））	市長応接室
31日	美唄市職員退職者辞令交付式	大会議室
	教育委員会事務局職員退職者辞令交付式	教育長室
	学校職員退職者辞令伝達式	各小中学校

承認第 9 号

専決処分の承認を求める件

令和 7 年度美唄市一般会計補正予算(第 4 号)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

令和7年度

美唄市一般会計補正予算(第4号)

令和7年度 美唄市一般会計補正予算(第4号)

令和7年度美唄市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和7年11月12日専決

美唄市長 桜井 恒

第1表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額(千円)	事業の概要
10 教育費	5 保健体育費	総合体育館整備事業	218,789	空調設備(冷暖房設備)設置

議案第 56 号

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 3 号を加える。

- (8) 住登外者 本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要があるものをいう。
- (9) 住登外者宛名番号管理機能 住登外者宛名番号(住登外者を特定するための番号をいう。)を付番し、及び管理する機能をいう。
- (10) 住登外者宛名情報 住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。

第 4 条第 1 項中「別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務」を「次に掲げる事務」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長又は教育委員会が行う別表 1 の右欄に掲げる事務及び別表 2 の中欄に掲げる事務
- (2) 市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務
- (3) 市長又は教育委員会が住登外宛名情報を利用して行う法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)

第 4 条第 4 項中「第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)を処理するために必要な限度で、住登外宛名情報を用いて自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 中

「

8 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務で規則で定めるもの
9 教育委員会	美唄市就学援助規則(令和 4 年教育委員会規則第 2 号)による就学援助に関する事務で規則で定めるもの

」

を

「

8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報を用いての事務で規則で定めるもの
9 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務で規則で定めるもの
10 教育委員会	美唄市就学援助規則(令和 4 年教育委員会規則第 2 号)による就学援助に関する事務で規則で定めるもの
11 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報を用いての事務で規則で定めるもの

」

に改める。

別表第 2 中

「

8 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支	住民票関係情報であって規則で定めるもの
---------	--------------------------	---------------------

	援教育就学奨励費の支給に関する事務で規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	美唄市就学援助規則による就学援助に関する事務で規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		美唄市医療費助成条例による重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	美唄市医療費助成条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務で規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 教育委員会	美唄市就学援助規則による就学援助に関する事務で規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
11 教育委員会	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

別表第3中

「

2 教育委員会	就学援助に関する事務で規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			児童手当関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

2 教育委員会	就学援助に関する事務で規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			児童手当関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件

美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

第 11 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

美唄市民会館管理条例の一部改正の件

美唄市民会館管理条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市民会館管理条例の一部を改正する条例

美唄市民会館管理条例(昭和 44 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。
- 2 学校教育団体又は社会教育団体が主催する行事に使用するとき(前項に規定する場合を除く。)の使用料は、5 割相当額とする。
- 3 社会福祉団体が主催する行事に使用するときの使用料は、5 割相当額とする。
- 4 その他前 2 項に準ずる団体が主催する行事に使用するときの使用料は、5 割相当額とする。
- 5 行事については、会議、研修会、展示会、発表会等であること。
- 6 使用料を減額して使用する場合の大ホールの使用は、1 行事につき 2 日間までとする。
- 7 教育委員会は、会館の運営に支障がないと認めたときは、本表の全日の時間を超えない範囲で、時間の延長を認めることができる。この場合の使用料は、延長時間 1 時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき、直後の使用時間区分の使用料の 3 割に相当する額とする。
- 8 入場料、会費又はこれに類するものを徴収して、大ホール棟を使用する場合の使用料は、次の各号による。

- (1) 500 円未満の場合 3 割増
- (2) 500 円以上 1,000 円未満の場合 6 割増
- (3) 1,000 円以上 2,000 円未満の場合 8 割増
- (4) 2,000 円以上の場合は 13 割増

9 入場料又はこれに類するものを徴収して、会議室を使用する場合の使用料は、本表使用料の 5 割増とする。

10 商品の販売その他これに類する目的のため使用する場合の使用料は、本表使用料の 8 割増とする。

11 営利、営業を目的としない者が、練習のためステージを使用する場合の使用料は、大ホール使用料の 5 割以内の額で、教育委員会が別に定める。

12 冬期間(11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで)は、次の各号により暖房料を徴収する。ただし、期間外の暖房使用についても同様とする。

- (1) 一般使用者の場合 本表使用料の 5 割に相当する額
- (2) 本表備考第 8 項、第 9 項及び第 10 項に該当する使用者の場合 本表使用料の 10 割に相当する額

13 前各項の規定により積算した使用料又は暖房料に、10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 59 号

美唄市立公民館条例の一部改正の件

美唄市立公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市立公民館条例の一部を改正する条例

美唄市立公民館条例(昭和 44 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

別表備考中 2 を 3 とし、1 を 2 とし、同表備考に 1 として次のように加える。

1 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市営温水プール条例の一部改正の件

美唄市営温水プール条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市営温水プール条例の一部を改正する条例

美唄市営温水プール条例(昭和 46 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表備考に次のように加える。

3 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。

4 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の使用料は、この表に定める額の 5 割相当額とする。ただし、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。

5 前項に規定する者の介助のために同行する者の使用料及び就学前児童の付添人の使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件

美唄市郷土史料館設置条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市郷土史料館設置条例の一部を改正する条例

美唄市郷土史料館設置条例(昭和 56 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考を次のように改める。

備考

- 1 団体とは、10 名以上をいう。
- 2 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの入館料は、無料とする。
- 3 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入館料は、無料とする。
- 4 前項に規定する者の介助のために同行する者の入館料は、無料とする。

別表第 2 備考を次のように改める。

備考

- 1 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 2 別表第 1 の備考第 2 項に定める者が使用するときの使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 62 号

サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件

サン・スポーツランド美唄条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

サン・スポーツランド美唄条例の一部を改正する条例

サン・スポーツランド美唄条例(昭和 62 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 早朝とは、午前 6 時から午前 8 時までをいう。
- 2 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例の一部改正の件

安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例の一部を改正する条例

安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例(平成 4 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表備考中 2 を 3 とし、1 を 2 とし、同表備考に 1 として次のように加える。

1 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 64 号

美唄市営野球場条例の一部改正の件

美唄市営野球場条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市営野球場条例の一部を改正する条例

美唄市営野球場条例(平成 18 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 65 号

美唄市営陸上競技場条例の一部改正の件

美唄市営陸上競技場条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市営陸上競技場条例の一部を改正する条例

美唄市営陸上競技場条例(平成 18 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 66 号

美唄市営弓道場条例の一部改正の件

美唄市営弓道場条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市営弓道場条例の一部を改正する条例

美唄市営弓道場条例(平成 18 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市体育センター条例の一部改正の件

美唄市体育センター条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市体育センター条例の一部を改正する条例

美唄市体育センター条例(平成 19 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 3 号を削る。

別表を次のように改める。

別表(第 10 条関係)

美唄市体育センター使用料

専用使用

時間区分 ＼ 使用区分	午前(9:00～ 13:00) 1 時間につき	午後(13:00 ～17:00) 1 時間につき	夜間(17:00 ～20:45) 1 時間につき	全日(9:00 ～20:45)
体育館	630 円	630 円	950 円	7,590 円
格技室	340 円	340 円	510 円	4,070 円
クライミング・ウォール(体育館使用料に加算)	550 円	550 円	820 円	6,540 円

備考

1 冬期間(11月1日から翌年4月30日まで)及び冬期間外で特に暖房を必要とする場合は、使用料(クライミング・ウォール使用加算額を除く。)の5割に相当する額を暖房料として徴収する。ただし、積算した暖房料に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。

- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。

個人使用

区分	1回	回数券(12枚綴)	クライミング・ウォールを使用する場合の加算額	クライミング・ウォール専用回数券
			1回	回数券(12枚綴)
小中学生	50円	500円	10円	600円
高校生	120円	1,200円	80円	2,000円
一般	180円	1,800円	120円	3,000円

備考

- 個人使用で1回とは、入館から退館までをいう。
- 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の使用料は、この表に定める額の5割相当額とする。ただし、積算した使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。
- 前項に規定する者の介助のために同行する者の使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

美唄市総合体育館条例の一部改正の件

美唄市総合体育館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市総合体育館条例の一部を改正する条例

美唄市総合体育館条例(平成 19 年条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 10 条関係)

総合体育館使用料

専用使用

使用区分		時間区分		午前	午後	夜間	全日
		9:00~ 12:00 1 時間に につき	13:00~ 17:00 1 時間に につき	18:00~ 21:00 1 時間に につき	9:00~2 1:00		
メイン アリー ナ(全 面)	アマチュ アスポー ツに使 用する 場合	入場料等を徴収し ない場合	円 1, 210	円 1, 210	円 1, 810	円 13, 910	
		入場料等を徴収す る場合	4, 350	4, 350	6, 530	50, 090	
	その他の 催物に使 用する場 合	入場料等 を徴収し ない場合	4, 350	4, 350	6, 530	50, 090	
		當利を目 的にしな い場合	19, 720	19, 720	29, 640	226, 990	
	入場料等 を徴収す る場合	當利を目 的にしな い場合	19, 720	19, 720	29, 640	226, 990	
		當利を目 的にする 場合	43, 190	43, 190	64, 850	496, 940	

			場合				
サブアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合		360	360	600	4,350
		入場料等を徴収する場合		1,450	1,450	2,170	16,690
	その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	當利を目的にしない場合	1,450	1,450	2,170	16,690
			當利を目的とする場合	6,530	6,530	9,800	75,140
		入場料等を徴収する場合	當利を目的にしない場合	6,530	6,530	9,800	75,140
			當利を目的とする場合	14,390	14,390	21,650	165,770
格技室				480	480	720	5,560
トレーニング室				720	720	1,080	8,340

備考

- 1 入場料等とは、入場料、会費又は名目のいかんを問わず、これらに類するものをいう。
- 2 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 メインアリーナを分割専用使用する場合の使用料は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 3分の2の場合 本表に掲げる額の3分の2
 - (2) 2分の1の場合 本表に掲げる額の2分の1
 - (3) 3分の1の場合 本表に掲げる額の3分の1
- 4 冬期間(11月1日から翌年4月30日まで)は、使用料の5割に相当する額を暖房料として徴収する。なお、時間外の暖房使用についても同様とする。
- 5 専用使用で、市内に住所又は事務所を有しない者の物品販売行為の使用は、使用料の5割増とする。
- 6 前3項の規定により積算した使用料又は暖房料に、10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。

7 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動又は市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するときの使用料は、無料とする。

個人使用

区分	1回	回数券(12枚綴)	定期券(1箇月)
小中学生	円 60	円 600	円 840
高校生	120	1,200	1,800
一般	230	2,300	3,450

備考

- 1 個人使用で、1回とは入館から退館までをいう。
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の使用料は、この表に定める額の5割相当額とする。ただし、積算した使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。
- 3 前項に規定する者の介助のために同行する者の使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

美唄市火災予防条例の一部改正の件

美唄市火災予防条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市火災予防条例の一部を改正する条例

美唄市火災予防条例(昭和 61 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 29 条の 2- 第 29 条の 7)」

を

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 29 条の 2- 第 29 条の 7)」

第 3 章の 3 林野火災の予防(第 29 条の 8・第 29 条の 9)」
に改める。

第 29 条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報(法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」に改め、同条第 7 号を削る。

第 29 条の 7 の次に次の章名及び 2 条を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防
(林野火災に関する注意報)

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。
(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 52 条第 1 号中「行為」を「行為(たき火を含む。)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

美唄市印鑑条例の一部改正の件

美唄市印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市印鑑条例の一部を改正する条例

美唄市印鑑条例(昭和 50 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。この場合において、市長は、当該代理人に対して当該代理人が本人であることを証明できるものとして規則で定める書類の提示を求めることができる。

第 4 条第 2 項中「回答書」の次に「及び登録申請者が本人であることを証明できるものとして規則で定める書類」を加え、同条第 3 項中「前条ただし書」を「前条第 2 項」に改め、「回答書」の次に「等」を加え、同条第 5 項中「回答書」の次に「等」を加える。

第 6 条第 2 項中「第 3 条ただし書」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「汚染又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書に登録証及び申請人の印鑑」を「汚損又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証及び登録している印鑑並びに規則で定める書類」に改める。

第 8 条を次のように改める。

(登録事項の修正)

第 8 条 市長は、住民基本台帳法に基づく届出等により、印鑑登録原票に登録されている事項に変更があることを知ったときは、当該変更があつた事項について職権で修正するものとする。

第9条第1項本文中「印鑑登録証」の次に「及び規則で定める書類」を加え、同条第2項中「第3条ただし書」を「第3条第2項」に改める。

第10条第1項第5号中「住民票に記載」を「住民基本台帳に記録」に改め、同条第2項中「前項」の次に「第3号、」を加える。

第11条第1号中「住民票」を「住民基本台帳」に改め、同条第4号中「長さも」を「長さ」に改める。

第12条中「又はその代理人」を削り、同条に次の2項を加える。

2 印鑑登録者が自ら申請する場合において、規則で定める書類の提示又は提出があったときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。

3 第3条第2項の規定は、第1項の申請に準用する。

第13条第2項中「個人番号カードを用いて」を削る。

第16条中「証明に関する書類」の次に「(磁気ディスクに記録したものにあっては、その記録を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美唄市総合福祉センター条例の一部改正の件

美唄市総合福祉センター条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

美唄市総合福祉センター条例(平成 24 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,400 円	1,720 円	18,110 円
470 円	610 円	5,430 円
370 円	470 円	4,810 円
370 円	470 円	4,810 円
320 円	420 円	4,700 円
150 円	200 円	2,200 円
260 円	300 円	3,230 円

」

を

「

1,820 円	2,230 円	23,480 円
610 円	790 円	8,040 円
480 円	610 円	6,280 円
480 円	610 円	6,280 円
410 円	540 円	5,440 円
190 円	260 円	2,560 円
330 円	390 円	4,200 円

」

に改め、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 18 条第 2 項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 74 号

美唄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 制定の件

美唄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を
次のように制定するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 編

第 1 章 総則(第 1 条－第 4 条)

第 2 章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第 1 節 通則(第 5 条－第 19 条)

第 2 節 乳児等通園支援事業の区分(第 20 条)

第 3 節 一般型乳児等通園支援事業(第 21 条－第 25 条)

第 4 節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第 26 条・第 27 条)

第 3 章 雜則(第 28 条)

附則

第 1 編

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」と
いう。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備
及び運営の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させなければならない。

3 市長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第 6 条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするよう努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 7 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 8 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第 9 条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第 10 条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 11 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 13 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員

- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びにその他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 節 乳児等通園支援事業の区分

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、

居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 3 節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当すること。
ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合

には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第20条及び第21条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる命令又は告示に定める基準による。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係る部分に限る。)

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)(認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に係る部分に限る。)

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 75 号

美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例の一部改正の件

美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例(昭和 54 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の元利均等年賦支払いにおいては、土地改良法施行令(昭和 24 年政令第 295 号)第 53 条第 2 項に規定する支払期間(据置期間を含む。)とし、利率は農林水産大臣の定める率とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美唄市都市公園条例の一部改正の件

美唄市都市公園条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市都市公園条例の一部を改正する条例

美唄市都市公園条例(昭和 52 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 号中「へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと」を「に、車両(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)による自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。)を乗り入れ、又は駐車すること」に改める。

別表第 3 の表を次のように改める。

区分	単位	金額
電柱	1 本 1 年につき	1,150 円
電線	1 メートル 1 年につき	80 円
変圧塔	1 基 1 年につき	850 円
水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	外径が 0.2 メートル未満 1 メートル 1 年につき	70 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満 1 メートル 1 年につき	170 円
	外径が 0.4 メートル以上 1.0 メートル未満 1 メートル 1 年につき	420 円
	外径が 1.0 メートル以上 1 メートル 1 年につき	850 円

通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの又は高架のもの	1 平方メートル 1 年につき	420 円
郵便差出箱、信書便差出箱	1 個 1 年につき	340 円
公衆電話 天体、気象又は土地観測施設	1 平方メートル 1 年につき	850 円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 月につき	70 円
標識	1 本 1 年につき	850 円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設、土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1 平方メートル 1 月につき	210 円
社会福祉施設	1 平方メートル 1 年につき	850 円

別表第 6 中

「

220 円
330 円

」

を

「

300 円
500 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市体育センター

美唄市営弓道場

2 指定管理者となる団体の名称

美唄どんまいスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 78 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市峰延福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市峰延福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 79 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市茶志内福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

茶志内 3 区連合会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 80 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市光珠内福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市光珠内福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 81 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市東福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市東福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 82 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市南福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市南福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 83 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市日東福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市日東福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 84 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市西美唄福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市西美唄福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 85 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市中村福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市中村福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 86 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市茶志内中央福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市茶志内中央福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 87 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市東明西福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市東明西福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 88 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市東 4 条福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市東 4 条福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 89 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市開発福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

開発連合会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 90 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市癸巳福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市癸巳福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 91 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市南美唄福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称

美唄市南美唄福祉会館運営委員会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 92 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市総合福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人 美唄市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 93 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

ピパオイの里プラザ

2 指定管理者となる団体の名称

美唄商工会議所

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 94 号

指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄国設スキ一場

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社アンビックス

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和7年度

美唄市一般会計補正予算(第5号)

令和7年度 美唄市一般会計補正予算(第5号)

令和7年度美唄市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,206,272千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第4条 地方債の追加は、「第4表地方債補正」による。

令和7年12月3日提出

美唄市長 桜井 恒

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		2,454,321	12,253	2,466,574
	2 国庫補助金	890,265	12,253	902,518
17 道支出金		1,300,038	2,057	1,302,095
	2 道補助金	611,740	2,057	613,797
20 繰入金		352,882	4,000	356,882
	1 基金繰入金	352,882	4,000	356,882
21 繰越金		216,097	85,604	301,701
	1 繰越金	216,097	85,604	301,701
23 市債		2,550,300	6,200	2,556,500
	1 市債	2,550,300	6,200	2,556,500
歳 入 合 計		20,096,158	110,114	20,206,272

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,307,407	5,505	1,312,912
	1 総務管理費	941,359	5,505	946,864
3 民生費		3,405,011	41,817	3,446,828
	3 生活保護費	803,860	41,817	845,677
6 農林費		1,172,131	6,057	1,178,188
	1 農業費	1,141,772	6,057	1,147,829
7 商工費		1,580,859	7,000	1,587,859
	1 商工費	1,580,859	7,000	1,587,859
8 土木費		2,652,303	23,300	2,675,603
	5 住宅費	412,764	23,300	436,064
10 教育費		1,543,948	4,461	1,548,409
	5 保健体育費	621,406	4,461	625,867
12 公債費		1,640,604	21,974	1,662,578
	1 公債費	1,640,604	21,974	1,662,578
歳 出 合 計		20,096,158	110,114	20,206,272

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)	事業の概要
8 土木費	5 住宅費	公営住宅建替事業	23,300	公営住宅建替基本設計 公営住宅建替基本設計支援

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
峰延福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
茶志内福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
光珠内福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
東福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
南福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
日東福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
西美唄福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
中村福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
茶志内中央福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
東明西福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
東4条福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
開発福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
発巳福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
南美唄福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
総合福祉センター指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
ピパオイの里プラザ指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
美唄国設スキー場指定管理業務	令和8年度	年度協定で定める額
体育センター・弓道場指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報化推進整備債	千円 6,200	普通貸借 (証書借入) または 証券発行 (登録債)	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合には、借入先と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは線上償還することができる。

令和7年度

美唄市一般会計補正予算説明書(第5号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2,454,321	12,253	2,466,574
17 道支出金	1,300,038	2,057	1,302,095
20 繰入金	352,882	4,000	356,882
21 繰越金	216,097	85,604	301,701
23 市債	2,550,300	6,200	2,556,500
歳入合計	20,096,158	110,114	20,206,272

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,307,407	5,505	1,312,912
3 民生費	3,405,011	41,817	3,446,828
6 農林費	1,172,131	6,057	1,178,188
7 商工費	1,580,859	7,000	1,587,859
8 土木費	2,652,303	23,300	2,675,603
10 教育費	1,543,948	4,461	1,548,409
12 公債費	1,640,604	21,974	1,662,578
歳出合計	20,096,158	110,114	20,206,272

2 歳入

款項目			補正前の額	補正額	計
16	2	国庫支出金	2,454,321	12,253	2,466,574
		国庫補助金	890,265	12,253	902,518
	1	総務費国庫補助金	216,520	△ 713	215,807
	5	土木費国庫補助金	344,239	8,505	352,744
	7	教育費国庫補助金	164,548	4,461	169,009
17	2	道支出金	1,300,038	2,057	1,302,095
		道補助金	611,740	2,057	613,797
	4	農林費道補助金	489,154	2,057	491,211
20	1	繰入金	352,882	4,000	356,882
		基金繰入金	352,882	4,000	356,882
	4	農業振興基金繰入金	31,055	4,000	35,055
21	1	繰越金	216,097	85,604	301,701
		繰越金	216,097	85,604	301,701
	1	繰越金	216,097	85,604	301,701
23	1	市債	2,550,300	6,200	2,556,500
		市債	2,550,300	6,200	2,556,500
	1	総務債	154,600	6,200	160,800

(一般会計)

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	道支出金	地 方 債	そ の 他	
△ 713		6,200		18
				41,817
	2,057		4,000	
				7,000
8,505				14,795
4,461				
				21,974
12,253	2,057	6,200	4,000	85,604

(単位：千円)

節	説 明	
区 分	金 額	
1 新しい地方経済・生活環境創生交付金	△ 713	行政DX推進事業
1 社会資本整備総合交付金	8,505	公営住宅建替事業
10 物価高騰対応地方創生臨時交付金	4,461	びばい・おいしい給食事業
22 畑地化促進事業補助金	2,057	経営所得安定対策等推進事業
1 農業振興基金繰入金	4,000	美唄スマート農業推進事業
1 繰越金	85,604	
4 情報化推進整備債	6,200	行政DX推進事業

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	1	総務費	1,307,407	5,505	1,312,912	5,487	18
		総務管理費	941,359	5,505	946,864	5,487	18
	13	情報化推進費	471,254	5,505	476,759	国庫支出金 △ 713 市債 6,200	18
3	3	民生費	3,405,011	41,817	3,446,828		41,817
		生活保護費	803,860	41,817	845,677		41,817
	2	扶助費	765,594	41,817	807,411		41,817
6	1	農林費	1,172,131	6,057	1,178,188	6,057	
		農業費	1,141,772	6,057	1,147,829	6,057	
	4	農業振興費	122,843	6,057	128,900	道支出金 2,057 繰入金 4,000	
7	1	商工費	1,580,859	7,000	1,587,859		7,000
		商工費	1,580,859	7,000	1,587,859		7,000
	1	商工振興費	557,600	7,000	564,600		7,000
8	5	土木費	2,652,303	23,300	2,675,603	8,505	14,795
		住宅費	412,764	23,300	436,064	8,505	14,795
	2	住宅建設費	312,206	23,300	335,506	国庫支出金 8,505	14,795
10	5	教育費	1,543,948	4,461	1,548,409	4,461	
		保健体育費	621,406	4,461	625,867	4,461	
	2	学校給食費	160,902	4,461	165,363	国庫支出金 4,461	
12	1	公債費	1,640,604	21,974	1,662,578		21,974
		公債費	1,640,604	21,974	1,662,578		21,974
	2	利子	63,697	21,974	85,671		21,974

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		地域及び行政の情報化推進等に要する経費	
17 備品購入費	5,505	行政DX推進事業	5,505
		生活保護扶助に要する経費	
22 償還金、利子及び割引料	41,817	生活保護扶助事業	41,817
		農業の振興に要する経費	
18 負担金補助及び交付金	6,057	経営所得安定対策等推進事業	2,057
		美唄スマート農業推進事業	4,000
		商工業の振興に要する経費	
13 使用料及び賃借料	7,000	中心市街地元気創出事業	7,000
		市営住宅の建設等に要する経費	
12 委託料	23,300	公営住宅建替事業	23,300
		学校給食センターの管理運営等及び学校給食に要する経費	
10 需用費	4,461	びばい・おいしい給食事業	4,461
		市債及び一時借入金の利子	
22 償還金、利子及び割引料	21,974	市債利子	21,974

事 業 費 調

(単位：千円)

款	事 業 名				
区分	予算額	うち普通建設	普通建設事業財源内訳	計 画 の 概 要	
			特定財源	一般財源	
補 正 前	64,521	58,184	29,092	29,092	書かないワンストップ窓口整備
補 正	5,505	5,505	5,487	18	備品の追加、番号発券機の増設
補 正 後	70,026	63,689	34,579	29,110	書かないワンストップ窓口整備

(単位：千円)

款	事 業 名				
区分	予算額	うち普通建設	普通建設事業財源内訳	計 画 の 概 要	
			特定財源	一般財源	
補 正 前					
補 正	23,300	23,300	8,505	14,795	公営住宅建替基本設計 公営住宅建替基本設計支援
補 正 後	23,300	23,300	8,505	14,795	公営住宅建替基本設計 公営住宅建替基本設計支援

令和7年度 美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第 96 号

令和7年度 美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)

第 1 条 令和7年度美唄市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度美唄市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支	出	(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 下水道事業費用	1,184,413 千円	3,839 千円	1,188,252 千円
第2項 営業外費用	84,083 千円	3,839 千円	87,922 千円

令和7年12月3日提出

美唄市長 桜井恒

令和7年度 美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			千円 1,184,413	千円 3,839	千円 1,188,252	
	2 営業外用		84,083	3,839	87,922	
		1 支払利息	83,273	3,839	87,112	企業債利息の補正

令和7年度 美唄市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当 期 純 利 益	116,598
減 価 償 却 費	795,931
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,970
賞与引当金の増減額(△は減少)	779
貸倒引当金の増減額(△は減少)	51
長期前受金戻入額	△ 356,621
支 払 利 息	87,112
資 産 減 耗 費	4,151
未 収 金 の 増 減 額(△は増加)	9,090
未 払 金 の 増 減 額(△は減少)	371
前 受 金 の 増 減 額(△は減少)	△ 30
未 払 消 費 税 の 増 減 額(△は減少)	780
小 計	660,182
利 息 の 支 払 額	△ 87,112
業務活動によるキャッシュ・フロー	573,070

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 186,350
無形固定資産の取得による支出	△ 35,749
国庫補助金による収入	48,273
負担金による収入	1,114
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 172,712

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

企 業 債 に よ る 収 入	308,200
企 業 債 の 返 済 に よ る 支 出	△ 882,875
他会計からの出資による収入	136,916
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 437,759

4 資金増加額(または減少額)

△ 37,401

5 資金期首残高

59,382

6 資金期末残高

21,981

令和7年度 美唄市下水道事業予定貸借対照表

[当 年 度 分]

(令和8年3月31日)

資 産 の 部

1 固 定 資 産	(単位:千円)	
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地		251,611
ロ 構 築 物	19,914,250	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,219,836</u>	17,694,414
ハ 機 械 及 び 装 置	691,441	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 156,951</u>	534,490
ニ 工 具 器 具 及 び 備 品	<u>2,395</u>	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 537</u>	1,858
ホ 建 設 仮 勘 定	<u>8,920</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計		<u>18,491,293</u>
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 施 設 利 用 権	<u>56,013</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計		<u>56,013</u>
固 定 資 産 合 計		<u>18,547,306</u>
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金		21,971
(2) つ り 錢 資 金		10
(3) 未 収 金	8,120	
貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,768</u>	<u>6,352</u>
流 動 資 産 合 計		<u>28,333</u>
資 産 合 計		<u>18,575,639</u>

負 債 の 部

(単位:千円)

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債	5,917,348
(2) 退 職 給 付 引 当 金	68,907
固 定 負 債 合 計	<u>5,986,255</u>

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金	2,780
(2) 企 業 債	802,108
(3) 賞 与 引 当 金	2,834
流 動 負 債 合 計	<u>807,722</u>

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金	9,512,324
(2) 収 益 化 累 計 額	△ 1,282,205
繰 延 収 益 合 計	<u>8,230,119</u>
負 債 合 計	<u>15,024,096</u>

資 本 の 部

6 資 本 金

2,992,671

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金	
イ受 贈 財 産 評 価 額	78,187
ロ一 般 会 計 补 助 金	2,437
資 本 剰 余 金 合 計	<u>80,624</u>
(1) 利 益 剰 余 金	
ア当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金	478,248
利 益 剰 余 金 合 計	<u>478,248</u>
剩 余 金 合 計	<u>558,872</u>
資 本 合 計	<u>3,551,543</u>
負 債 資 本 合 計	<u>18,575,639</u>

予算説明

収益的支出

款 項	本年度予算額			補正予定額の内訳
	既決予定額	補正予定額	計	
1 下水道事業費用	千円 1,184,413	千円 3,839	千円 1,188,252	千円
2 営業外費用	84,083	3,839	87,922	
1 支 払 利 息	83,273	3,839	87,112	企業債利息 3,839
収益的支出合計	1,184,413	3,839	1,188,252	
収入支出差引残高	131,768	△ 3,839	127,929	